

西原遺跡発掘調査報告書

1988. 3

真壁郡関城町教育委員会

西原遺跡発掘調査報告書

1988.3

序 文

関城町長 齋 藤 和 夫

水と緑に囲まれた当町は、早くから文化の開けた地域で縄文・弥生・古墳時代と古くから台地を中心とした集落や古墳等が数多く造られた。古代には、新治郡に属し、下野国と境を接し、交通の要衝としても重要な地点として発展してきた。江戸時代に入ってからは、低地帯での開発がはかられ広大な水田化が進む一方、鬼怒川を利用した江戸と当地方を結ぶ交通の要として重要な役割をしてきました。

このような、歴史と伝統に満ちた当町には、現在、国指定の関城跡をはじめ、100を越える遺跡が確認されている。これらの遺跡は、私たちの祖先の生活や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な遺産であり、かけがえのない国民的財産であります。

それ故に、現存する遺跡を保護することは勿論、これを正しく後世に伝えていくことは、私たちに課せられた大きな責務であり、同時に、私たちは常に郷土の繁栄と住民の幸福を念頭に、よりよき将来を創造するために、「古きをたずね新しきを知る」悔いのない努力をはらう必要があるわけであります。

このたびの発掘調査は、西原遺跡付近が県企業局の広域水道事業の浄水場建設工事対象区域に当たるため、緊急に実施し、記録保存を図ったわけであります。ここに、発掘調査の結果をまとめた報告書が刊行され、この報告書によって郷土の歴史の一端が理解されると同時に、文化財愛護のために、充分活用されることを念願するものであります。

発刊によせて

関城町教育委員会

教育長 岩崎三郎

西原遺跡の発掘調査に先立ち、教育委員会事務局内に「西原遺跡発掘調査会」を結成し、その下に同遺跡発掘調査団を組織した。発掘は、昭和61年1月23日から開始し、翌62年3月31日までの1年2か月余にわたって実施し、面積約22,000m²が調査された。

今回の発掘調査により、当遺跡は先土器時代、縄文時代、古墳時代の3期にわたる複合遺跡であることが判明した。今次調査により縄文時代、古墳時代の住居跡及び貯蔵穴が多数検出され、この地域における古代の人々の生活を知る上で極めて貴重な資料が得られた。

その中で特筆すべきものは、テレビや新聞で全国に報道され、たいへん話題を呼んだ「日本最古の縄文人の足跡」の発見である。これは、パリノ・サーヴェイ社によるテフラ分析及び学習院大学放射性炭素年代測定室による¹⁴C年代測定の結果約1万年前以降のものであるという結果報告を受け、日本最古の足跡であることが裏付けられた。次に、堅穴式住居跡から出土した土器は、県内では初めてといわれ、これと同様の土器は長野県を中心に出土しており、当時の西原遺跡の縄文人が中部山岳地帯の縄文人と深い文化交流があったことを示すものと考えられる。

このような多くの成果を得て、西原遺跡の発掘調査を終了するわけであるが、これまでに関係各位から寄せられたご理解やご協力に対し感謝申し上げ、この報告書が、郷土理解を深めるため、さらに考古学研究のために、広く活用されることをお願いし、刊行の言葉としたい。

例　　言

- 1 本調査は茨城県開発公社の委託を受けた関城町教育委員会が、西原遺跡発掘調査会を組織し、その下に茨城県埋蔵文化財指導員伊東重敏氏を団長として調査團を置いて、昭和61年1月23日から翌62年3月31日にかけて実施したものである。
- 2 非常に困難な調査であったが、幸い各方面のご指導やご協力あるいはご援助をいただき、以下にいうような内容ではあるにしても、どうやら報告書という形にまとめる段階までこぎつけることができた。特に団体や個人の名はあげないが、調査團のスタッフ一同から感謝の意を表したい。
- 3 本報告書は、資料整理の完了していない段階でまとめる事になったため、中間発表的性格の域を出るものでは決してないが、反面得られた結果に重大な問題をいくつか含むため、整理できただけの資料を公表して、各方面のご教示やご意見をたまわりたい、という意図をもつものである。
- 4 本報告書のまとめにあたって、図面整理を滝田良明氏と伊東氏が、また遺物実測は斎藤克子氏らの補助を受けて佐々木義則氏と伊藤氏がそれぞれ分担し、報文執筆は伊東氏が担当した。
- 5 特に先土器時代の遺物の実測とその所見については、県立水戸農業高等学校の川崎純徳先生のお手をわざらわした。お礼を申しあげる。

目 次

1 はしがき	1
2 西原遺跡発掘調査の経過	3
3 遺跡の概要と調査の方針およびその経過	5
4 先土器時代の遺構（包含層）と遺物	8
(a) 調査の経過	8
(b) 遺構（包含層）	10
(c) 遺物	10
(d) 小結	16
5 縄文時代の遺構と遺物	17
(a) 調査の概要	17
(b) 遺構と遺物各論	18
① 第3、6号住居および第53号ピット	18
I 遺構	18
II 遺物	19
② 第7号住居	22
I 遺構	22
II 遺物	23
③ 第22号住居	26
I 遺構	26
II 遺物	26
④ 第26号住居	28
I 遺構	28
II 遺物	29
⑤ 第29号住居	33
I 遺構	33
II 遺物	34
6 古墳時代の遺構と遺物	
(a) 各論	39
① 第14号住居	39

i 遺構	39
ii 遺物	40
② 第67号住居	42
i 遺構	42
ii 遺物	42
③ 第68号住居	43
i 遺構構	43
④ 第69号住居	43
i 遺構	43
ii 遺物	43
付 西原遺跡発掘調査会の組織・西原遺跡発掘調査団の組織	47
西原遺跡自然科学分析報告	49

写 真 図 版

挿 図 目 次

第1図	西原遺跡の地形的位置	5
第2図	西原遺跡の周辺地形図	6
第3図	西原遺跡調査区設定計画図	7
第4図	西原遺跡土壤・足跡サンプリング地点・N 8 ユニット位置図	9
第5図	西原遺跡N 8 ユニット石器・剥片出土地点分布図	11
第6図	西原遺跡N 8 ユニット第6列調査区遺物出土深度図	12
第8図	N 8 × 1 7 区遺物出土地点および地層投影図	13
第9図	西原遺跡先土器時代又はその疑いのある石器及び 使用痕のある剝片実測図	14
第10図	西原遺跡縄文時代遺構分布図	17
第11図	第3、6住居および第53号ピット実測図	19
第12図	第3号住居出土土器実測図	20
第13図	第7号住居実測図	23
第14図	第7号住居出土土器実測図	24
第15図	第22号住居実測図	25
第16図	第22号住居出土土器実測図	27
第17図	第26号住居実測図	28
第18図	第26号住居出土土器実測図	30
第19図	第29号住居実測図	34
第20図	第29号住居出土土器実測図	36
第21図	第29号住居出土石器実測図	37
第22図	第14号住居実測図	39
第23図	第14号住居出土土器実測図	40
第24図	第67号住居実測図	41
第25図	第67号住居出土土器実測図	41
第26図	第68号住居出土土器実測図	42
第27図	第69号住居実測図	43
第28図	第69号住居出土土器実測図	44
第29図	西原遺跡古墳時代遺構分布図	45
第30図	西原遺跡における小貝・鬼怒系土器の展開	46

西原遺跡発掘調査報告書

1 は し が き

当遺跡は、真壁郡閑城町大字辻字西原の、今回県西広域水道の閑城浄水場建設予定地とされた、2382～2407番地（ただし用地取得の関係で、工事予定地域は2400番地を除く）とほぼ重複すると考えられてきた。

また、その営まれた時期も縄文後期を中心にして、それに古墳時代が重なる集落遺跡ともされていたのであるが、調査の結果では遺構はほぼ2391～2393番地、2400～2405番地および2407番地に集中しており、遺跡の範囲はむしろ調査区外の北西と南東の方向にのびていることが判明した。

今回設定された調査区では、縄文時代中期中葉から後期初頭、土器の型式でいえば阿玉台式から称名寺式にかけてが中心になるが、早期と前期あるいは後期の堀之内式や加曾利B式などの土器片も少量ながら認められている。

古墳時代についても、鬼高II～III式に属する集落跡を陥出しているが、他型式に属する疑いのある土器の細片も認められ、他にも弥生土器と思われるものも散見するのである。

また、先土器時代の包含層を発見できたのも、今回調査の大きな収穫であるが、縄文・土師の遺構の覆土などから、散発的に得られた資料からすれば、他に多くの文化段階がここに展開されており、特に有舌尖頭器の存在は発生期段階の土器資料が、今回得られたなかに含まれている可能性も高い。

今回の調査区内における縄文の遺構の分布についても、時期によってその範囲や中心を大きく移動させており、もし調査区の内外において任意の地点の、部分発掘を試みたとすれば、全く別個の遺跡であるような結果を見ることになる。

しかし、今回の調査で得られた主として土器資料が、その数量において膨大なため、洗浄・註記というような整理の初期段階も、まだ完済していない事情があって、本報告書においては、資料の分析や比較検討というような作業の結果については、ほとんどふれることができない点をお断りしておきたい。

また本題に立ち入る前に、どうしても付言しておきたいのは、今回のような市町村の行なういわゆる行政調査というものの性格と、そうした面に主として係わりをもってきた伊東の立場や考え方である。

今回の発掘調査は、地権者としての県開発公社が、閑城町に対して調査の委託を行ない、町当局は教育長を会長とする発掘調査会を結成して受託者としたものであり、そこには公共企業体と任意団体との間に締結された、私的契約によって成立したある期間と経費を伴

う、ひとつの事業という側面を持っていることは否めない。

しかし、そのことを強調あるいは意識し過ぎるあまり、地方公共団体の実施する発掘調査は、あくまでも文化財保護行政の一環に位置させることが基本であり、しかも現状のままでは保存できない遺跡を、記録に置き換えて保存しようという、あくまでも次善の、あるいは止むを得ない行政措置であることを、私たちはともすれば忘れがちである。

さらには、調査担当者の資質において、ある種の制約が設けられているよう、行政上の取り扱いにおいてさえも、発掘調査の持つ学術性という重要な側面を否定してはいないことは、さらに忘れられがちにみえるのである。

このように本質的には行政行為でありながら、学術研究としての側面を併せ持ち、しかもひとつの事業として、運営されなければならないというよう、行政調査は三面体を形成しているともいえるし、それらから派生する諸々の条件を考慮に入れれば、ほとんど多面体を構成しているともいえる。

そのような複雑な性格を持つ調査に、長年関係してきた伊東の若い頃は、無為のまま遺跡が破壊されてしまうよりは、というような脅迫観念めいたものに追い立てられて、在地研究者としての知的欲求の幾つかを、満たせるだけでもよししてきたのである。

こうした最低条件だけは現在も変わらないが、文化財保護行政の一端をお手伝いすることによって、その健全な発達に多少なりとも寄与できることを喜びとし、第二義的には原始・古代に関する地域研究に、役立つ資料を提供できればという態度を、貫こうと努めてきた心算である。

今回の調査を振り返ってみれば、行政と事業の両側面においてはまず成功といえるだろうし、そのように評価してもいただけると思うが、期間と経費の延長・増額をも含めて些少の暇疓があるとすれば、それらはすべて調査団長としての伊東の指導力の不足に由来する。

また、学術面においても個人の知的欲求を、充分に満足させてもらったという低次の段階を越えて、県内外の研究者に少なくとも新しく良好な資料を数多く提供でき、さらにはそれらから派生する重大な問題の提起ができる見通しがついたことができる。

もちろんこのことは、第一に遺跡の良好なことと調査面積の広さに負うところが大きいのであり、このような機会を与えていただいた県関係当局に、文中を借りてまずもって謝礼の意を表しておきたいし、調査の学術性を維持あるいは高揚するため、ときに我が儘ともみえるような希望や要求を、よく叶えていただいた斎藤町長や岩崎教育長をはじめとする、町当局の各位に対しても感謝とを、併せ述べさせていただく。

2 西原遺跡発掘調査の経過

昭和 58 年

1. 4月1日 地元の郷土史家より、遺跡調査報告書が閑城町教育委員会へ提出された。
2. 4月6日・24日 茨城県埋蔵文化財指導員の協力を得て、閑城町教育委員会が現地調査を実施する。
3. 5月13日 現地調査の結果をもとに、文化庁長官に遺跡発見届を提出する。

昭和 59 年

4. 7月11日・8月1日 茨城県企業局、茨城県開発公社、茨城県教育委員会、閑城町、閑城町教育委員会の5者が集まり、遺跡の保存について協議する。
5. 9月 茨城県開発公社より茨城県教育委員会へ、埋蔵文化財の所在有無について文書提出がある。
6. 11月13日～17日 上記確認のため、茨城県教育庁文化課、閑城町教育委員会と合同で現地を試掘する。

昭和 60 年

7. 1月 茨城県教育委員会より茨城県開発公社へ、工事等を行う場合には、文化財保護法の規定により届出るよう指示する。
8. 以後、茨城県企業局と茨城県教育委員会が協議を重ねた結果、記録保存として発掘調査することに合意し、茨城県埋蔵文化財指導員の伊東重敏氏から発掘調査従事の内諾を得ることができた。
9. 10月4日・24日 茨城県企業局、閑城町教育委員会が、発掘調査について協議する。
10. 11月9日 茨城県開発公社より文化庁長官に浄水場開発行為に伴う埋蔵文化財発掘届を提出する。
11. 11月19日 西原遺跡発掘調査会を発足し、19名の委員を委嘱する。事務局より発掘作業の目的及び計画を説明する。
12. 同日 県開発公社と西原遺跡発掘調査会が、埋蔵文化財発掘調査委託契約締結する。
13. 12月10日 文化庁長官へ埋蔵文化財発掘通知書を提出する。

昭和 61 年

14. 1月9日・10日 西原遺跡へ、発掘調査事務所及び宿舎を設置し、関連工事を実施する。
15. 1月13日 西原遺跡発掘調査団長、現地へ入居する。
16. 1月23日 西原遺跡発掘調査現地にて、関係者を集め地鎮祭を行う。本日より作業開始する。

17. 5月25日 発掘調査月報「梨の里だより」発刊する。
18. 7月17日 町立西小学校 6年生及び父兄野外教室が発掘現場見学する。230名参加。
19. 7月23日 関本公民館ことぶき学級発掘現場見学する。36名参加。
20. 7月28日 黒子公民館ことぶき学級発掘現場見学する。26名参加。
21. 7月29日 河内公民館少年教室発掘現場見学する。20名参加。
22. 10月1日 「梨の里だより」第2号刊行する。
23. 10月9日 河内公民館木有戸婦人学級発掘現場見学。15名参加。
24. 11月1日 「梨の里だより」第3号刊行する。
25. 11月8日 西原遺跡発掘調査現地説明会を開催する。
26. 11月12日 発掘調査費について打合せ(県開発公社、県企業局、町教育委員会)
27. 11月16日 親子縄文土器づくりを町民会議と協賛で行う(形成)
28. 12月7日 親子縄文土器づくりを町民会議と協賛で行う(野焼)
29. 12月10日 茨城県開発公社と西原遺跡発掘調査委託契約書の一部変更契約締結する。

昭和 62 年

30. 2月20日 日本最古の足跡として2月19日にNHKにより放映があり、各報道関係現地取材のため対応する。
31. 2月23日 茨城県教育厅文化課と足跡について今後の対策協議。
32. 同日 関本公民館木郷婦人学級発掘現場見学する。24名参加。
33. 3月3日 茨城県立農業大学の教養講座発掘現場見学する。20名参加。
34. 3月16日 関城町議会発掘現場視察する。
35. 3月30日 足跡検討会を実施する。(鑑定依頼、国学院大学・小林達雄教授、筑波大学・岩崎卓也教授)
36. 3月31日 発掘終了届提出及び遺物発見届を文化省長官及び下館警察署長へ提出する。
37. 4月1日 委託契約先が県開発公社から県企業局へ継承なる。
38. 4月8日 発掘調査に従事した作業員の慰労会を実施する。
39. 4月17日 森山考古造形研究所に足跡の接状剥離を依頼し、現地を確認する。
40. 4月22日 足跡の年代測定をパリノ・サーヴェイに依頼する。
41. 5月22日 西原遺跡発掘調査会を開催し、発掘調査の遺物・遺構等の報告をする。
42. 6月15日 県西教育事務所社会教育課より西原遺跡発掘調査現地を視察する。
43. 8月21日 石質・石材の鑑定について打合せをし、川崎純徳氏に依頼する。
44. 8月26日・27日 足跡の接状剥離(森山考古造形研究所)
45. 10月16日 発掘調査出土品遺失物所有権取得(下館警察署)
46. 12月11日 パリノ・サーヴェイより年代測定報告書が送付される。

47. 12月21日 西原遺跡発掘調査関係打合(調査団・教委)
 48. 昭和63年1月8日 西原遺跡発掘調査出土品整理(河内公民館ピロティー)
 49. 昭和63年2月8日 西原遺跡発掘調査報告書打合(調査団・教委)

3 遺跡の概要と調査の方針およびその経過

すでにふれてきたとおり、当遺跡は内堀川の屈曲点に北・東面して成立し、先土器・縄文・古墳の各時代に営まれたものであり、内堀川は下館市小川下付近を主な水源として、

第1図 西原遺跡の地形的位置図



「南北朝の動乱」にその名を止める、関城の撃ったかつての大宝沼を、西を流れる糸綱川とともに構成したものである。

第2図 西原遺跡の周辺地形図



さらに大きくみれば、小貝川までは直線で約3キロメートル、鬼怒川までは約4キロメートルの距離に当遺跡は所在するから、小貝・鬼怒中流域に位置するものと規定することができ、さらにこの両河川は私たちの地方の原始・古代を考えるうえに大きな問題をかかえてもいる。

第3図 西原遺跡調査区設定計画図



たとえば、本県の船敷と隣県下総の両台地との間を波崎・銚子河口に至る流路は、通常利良川流域として認識されているが、少なくとも私たちの取り扱う時代においては、小貝・鬼怒下流域に訂正されなければならないし、中流域では『万葉集』や『常陸國風土記』に見える「鳥羽(鷹波)江」の問題も考慮されなければならない。

その詳細については別にふれるとして、主として地質の側からの最新の調査結果を、私たちの側の知見とつきあわせると、小貝と鬼怒の合流点は大まかにいって、下館市南方・下妻市南方・取手市東方に三転したことが考えられ、奈良時代に現存した巨大な淡水湖の成因についても、ある程度の理解が得られることとなった。

調査に至った事情についてはすでにふれたが、任意の中央点(C, P.)を工事予定区内の町(農)道十字交差点上に設定し、ここから東西南北に基準線を延ばして、調査予定区外縁にそれぞれ基準点(E, P, W, P, S, P, N, P)を置き、これらを捲り所に工事予定区縦体を20メートル四方の調査区に分割した。

これに東から西へA～Q、また北から南に1～10の名称を付した。ちなみに、さきにふれた南北基準線はK列とL列との分割線に、また東西基準線は5列と6列の分割線にそれぞれ置き換えることができる。

こうして作った20メートル四方の大調査区を、さらに2メートル四方の小調査区に分割して、同じように東からa～j北から1～10の名称を与えると共に、これらを調査実施の基準単位にもするという、通常のグリッド発掘調査に用いられる方式をここでも採用した。

調査は、排土集積場確保の目的もあって、調査予定区の東北隅QおよびP9調査区から、漸次南西方向に進めて行くという大まかな方針のもとに、昭和61年1月23日から開始したが、早速マウンドの削平されてしまっている、方墳(1分墳)があることを発見することができた。

さらに周溝の内側の本来マウンドがあった位置の地山層上から、剝片石器が出土し先土器時代の包含存在する可能性が生じ、このようにして予定される調査対象は一挙に拡大し、ただできえ期間と経費とに極端な制約のあった当調査の、運営に関する困難の度合がさらに高まったことが感じられたのである。

調査が、N8区を中心とした円墳に移動していったとき、周溝底のロームに食い込むような形で、不定形コアと数点の剝片が検出され、このあたりに良好な包含層が存在し、それを周溝が切った結果、その一部が露頭した疑いが持たれたのである。

4 先土器時代の遺構(包含層)と遺物

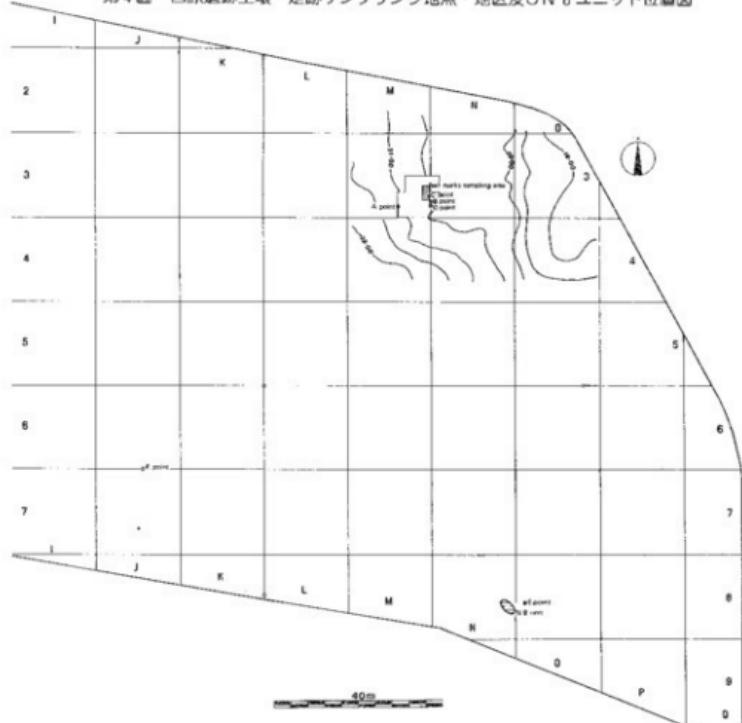
a 調査の経過

この2号墳の周溝以外にも縄文や古墳時代の各遺構から、技法からみてこの期のものの

疑いのある剝片が出土しているし、特に31号住居から昭和61年7月25日に71号遺物としてとりあげたものは、第9図4に示したとおり有舌尖頭器と呼ばれるものであり、土器出現期を代表する石器と考えられている。

このようにして広い時期の遺物やその包含層が、調査区のなかに存在する可能性が大きく、機会をみてその検証を試みたが、多くの場合成功に至ることはできなかつたし、特に最有希望視してきたP 7区も充分な成果をあげることができなかつた。

第4図 西原遺跡土壤・足跡サンプリング地点・地区及びN 8ユニット位置図



P 7調査区を有望視した理由については、第8図3に図示したブレイドがO 6調査区から出土しており、この部分は斜面になっていて、上部から流れきていることが考えられたり、第11図に示した第3号と第6号の住居をはじめとする、P 6～7調査区を中心とする各種遺構から、同じ頁岩の剝片の出土が目立っていたからである。

しかし、ローム層の掘り下げを実施してみると、あとでふれるN 8ユニットと同様に第IV

層と第VII層の黒色バンドの存在があり、遺物包含層はこの第IV層にあたる上部黒色バンドにあることは判明したが、その層の保存度は極めて悪く、そのために良い結果が得られなかつたのである。

b 遺構（包含層）

以上のような次第で今回の調査に於いて確実な所見を述べ得る遺構あるいは包含層は、調査区の座標によってN 8ユニットと呼んだものに限定され、包含層はN 8調査区のうちh, i, jの6列と7列に限定され、北西～南東方向を長軸に約5メートル、北東～南西方向を短軸に約4メートルの楕円形に収まる遺物出土範囲を持っている。

また、ここを地層としてみれば、上部から黒土層と褐色土層までを第I層、明褐色土層あるいはローム遷移層を第II層、以下薄く断続的な第III層にパミス層を介して、第IV層の下部ローム層は縄文遺構の覆土と、その色調においてほとんどかわらない暗褐色を呈しており、その下はそのまま砂層又は○層に移る。

第IV層を下部ローム層と呼んだが、県内のローム層は2層のパミスを介入させるところがあり、当遺跡の第III層がそのどちらにあたるか定かではないが、土壤分析やカーボン14による年代測定（文末付参照）を、間接的ながら考えのなかにいれてみれば、鹿沼パミス層に比定してよいようである。

ともかくもこのようにして、第III層から第IV層までを上部ローム層と呼び得るが、このうちの第III層はソフトローム層にあたり、第V層のハードローム層のあいだに、黒色バンドを挟んでおり、これを第IV層とした。

また、第III層としたものもハードローム層であるが、第V層とのあいだにも第IV層にわける黒色バンドが介入しており、このようにしてハードローム層は上下の2層に呼びわけることができるとともに、黒色バンドもまた第IV層を上部、第VI層を下部黒色バンド層とすることができるるのである。

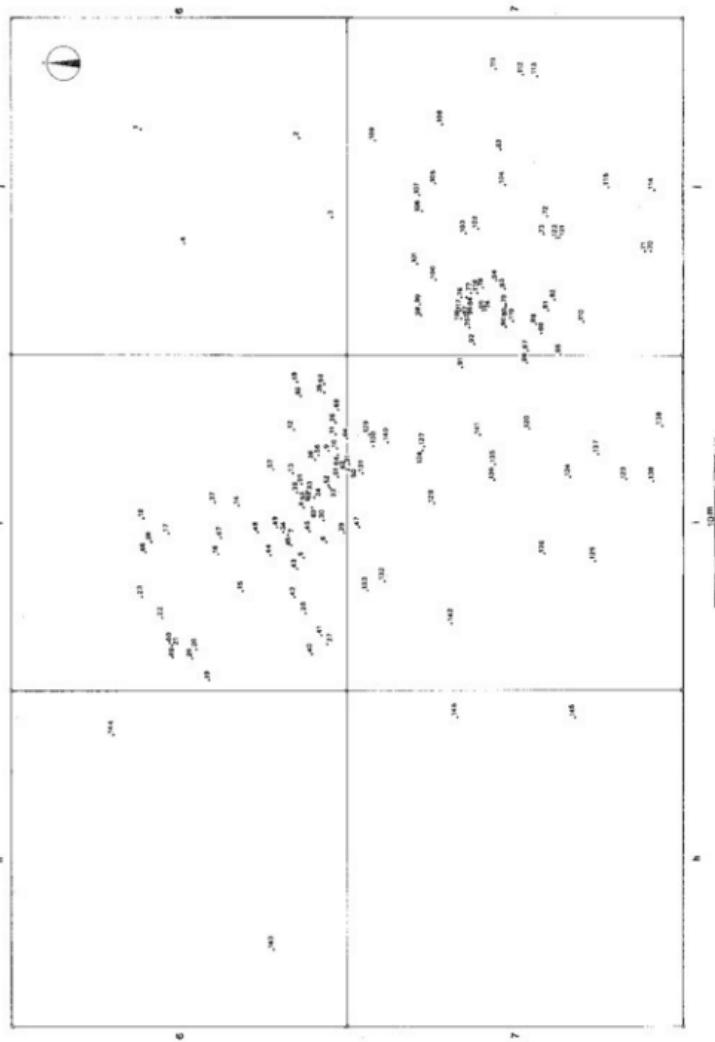
黒色バンドの層は、ともに5センチメートルから10センチメートルと薄いが、どちらかといえば下部黒色バンドの方が厚いような印象を受けるのであり、また上部黒色バンドの上の第III層のソフトローム層は15センチメートルから30センチメートル、その上部の第II層とは不整合であるが第IV層の上部黒色バンドとは整合する。

標高でいえば上部黒色バンドは、ほぼ33メートルのあたりにその底部を据え、遺物の出土はこの上部黒色バンドの上面を中心にして、ほとんどをこの層中に収まり、一部を第III層に散らしている。

c 遺物

N 8ユニットから出土した140点をこえる遺物の大部分は剣片とチップ片であり、今回図示できるのは第9図9の使用痕があり、ナイフ形石器かとした3号遺物と、第9図10に

第5図 西側遺跡先土器時代N 8ユニット・剣片出土地点分布図



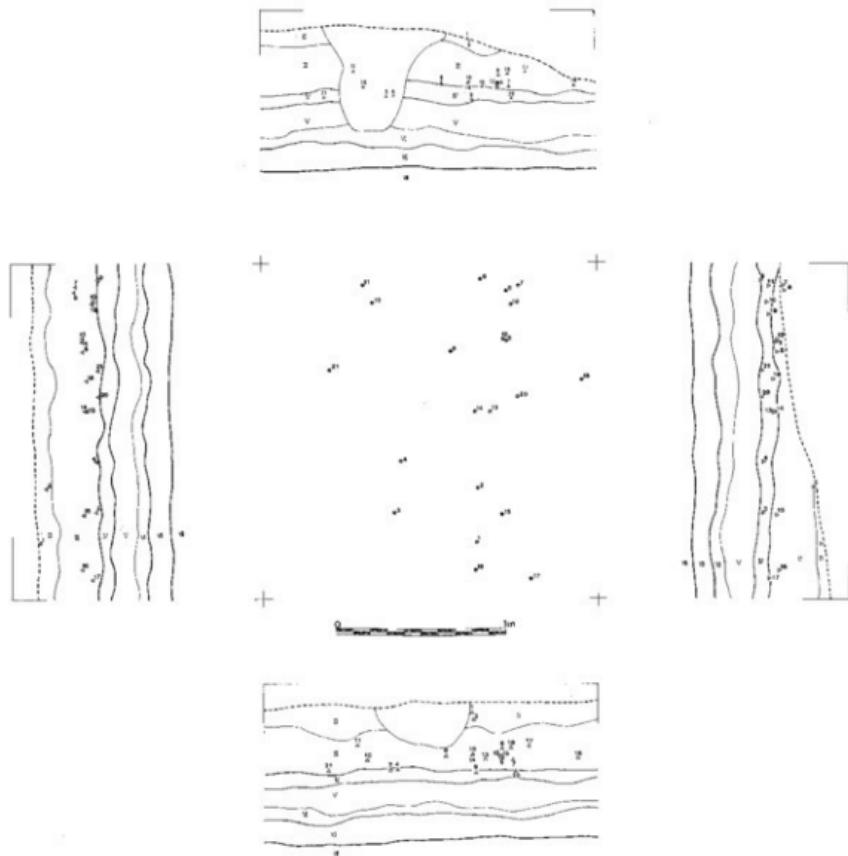
第6図 西側遺跡N 8ユニット第6列 sondage区出土深度図



図示した石核の4号遺物である。

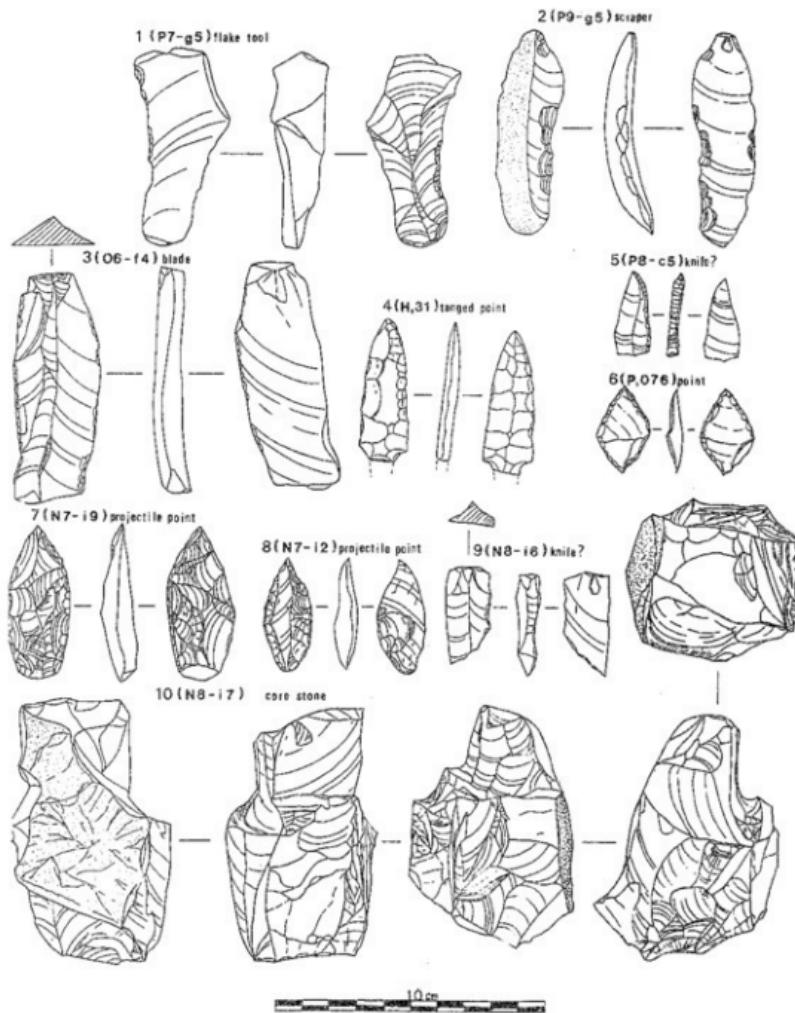
- 1 P 7-g 5区から出土したチャートのかなり分厚い剝片であり、全長7.0センチメートル、幅3.1センチメートル厚さ2.0センチメートル、側縁は若干湾曲しておりそこに微調整とみられる押圧剝離痕が識別できる。
- 2 貞岩を用いており、非主要剝離面に自然面が残るところからみて、石核の調整段階で作出されたフレークの、側縁に微調整を加えてスケレーパー（削器）としたものである。全長7.35センチメートル幅2.3センチメートル厚さ1.1センチメートルをはかる。

第8図 N 8×17区遺物出土地点および地層投影図



第9図 西原遺跡先土器時代又はその疑いのある石器及び使用痕のある剥片実測図

ston tools in pre ceramic age
at the site Nishihara



- 3 真岩製でその主要剥離面についてみると、打点は小さく僅かに打瘤が観察でき、それに続いて裂傷が認められ、これを中心にリングが走っている。非主要剥離面には稜一条があり、側縁の調整はこの面から押圧手法によってなされるが、主要剥離面からの押圧痕も残されている。全長8.4センチメートル幅3.0センチメートル厚さ1.0センチメートルのブレイド（石刃）である。
- 4 安山岩を原材にし、頭部先端は欠損しているが現存部の全長5.0センチメートル幅1.9センチメートル厚さ0.5センチメートルの有頸石槍（有舌尖頭器）であり、全面にバチナが発達しているため、剥離の詳細はよくは判明しないが、押圧剥離によって調整されていることは誤りないであろうし、またこのような形式の石器は土器出現期以降にも残留するものであり、人によっては土器出現期つまりは縄文早期（六ヶ分法では草創期）そのものの所産とするのであり、この種の石器の出土については、土器資料の伴出に留意しなければならないが、当資料は31号と名付けた阿玉台期の住居の覆土からの検出であり、この住居下やその周辺に包含層を認めることはできなかった。
- 5 ガラス質の黒耀石の全長3.0センチメートル幅1.3センチメートル厚さ0.4センチメートルの石器であるが、基部を欠損するらしく、バルブおよびバルバースカーフは調整の際に打ち取られており、側縁にプランティングが施され、ナイフ形石器の範疇に置くことができるものと考えられる。
- 6 チャートを用いており、全長3.1センチメートル幅1.9センチメートル厚さ0.5センチメートルの石槍様石器で、剥片を利用したものと考えられ、剥離片を菱形に調整し、その側縁を押圧によって微調整を加えたものであるが、先土器時代の所産であるかどうかは疑問である。
- 7 真岩の長さ5.5センチメートル最大幅2.4センチメートル厚さ1.0センチメートルの小形石槍で、かなり分厚いブレイドを素材とし、主要剥離面のバルブおよびバルバースカーフは打ち取られ、きれいに調整されており、先端部の作出は一塊から剥離しておき、反対側を押圧調整しているため、非常に鋭利なものになっている。側面調整も押圧によるのであろうが、非主要剥離面についても、やや粗雑な調整がおこなわれており、このように両面からの微調整という点が本資料の特徴といえるようである。
- 8 不透明の気泡を多く含む黒耀石の、全長4.1センチメートル幅1.8センチメートル厚さ0.9センチメートルをはかる槍先形尖頭器（石槍）であり、主要剥離面のバルブやバルバースカーフは、入念な調整によって打ち取られているが、全体には押圧剥離が加えられず、そのままにされており、非剥離面には稜が三本あり、側縁を主要剥離面から加えられる押圧剥離によって調整され、先端部は鋭利である。
- 9 真岩を用い全長3.4センチメートル厚さ0.8センチメートル幅1.6センチメートル、類例

を他に見てはいないが、側縁にプランティングとされる調整痕が認められるので、ナイフ様石器またはナイフ形石器の未製品と考えたい。

10 貫岩の高さ8.95センチメートル幅6.2センチメートルの石核であり、一面に自然面を残しているが、他の三面の剥離痕は明確で、剥離は両端に打面を有し、打面調整をしながら剥離がおこなわれている。今回図示しなかった剥片のなかにも、コア（石核）の両端から剥離したとみられる資料があるが、交互剥離がおこなわれていたわけではないようである。

d 小 結

今回調査の結果について、県内でもまだよく知られていないナイフ形石器の段階の資料を、入手した点の評価をいただいているが、資料総体の検討が未済の現在すんで発言できることは、調査中の所見だけである。

しかし、第8図に示した10点の資料からみても、多くの文化段階の営みがここに展開されていたことを知ることができるのであり、また、N8ユニットがそのうちのどこに該当するかを断言する資料は乏しい難点はあっても、ここからの剥片やチップの類がコアと同一石材と思われるものばかり、という事実を見逃すことはできない。

P7ユニットはすでにふれたように、良好な結果は得られていないが、少なくともそこからの剥片やチップもまた、N8ユニットと同じ材質と色調のものが目立つし、出土層位も共通しており、二集団が同時に生活していたのか、あるいは石器製造と一般生活の場というような、場所の使い分けがあったのかという問題を、提起できるかもしれないである。

さらに第V層という出土層位からみて、当遺跡における最も古い文化段階を、これら両ユニットの資料は示しているとも考えてみたいが、この黒色バンドは第V層とした下部をも含めて、露出したときよりも時間の経過に伴って、黒化が進行するという調査中の所見も付け加えておきたい。

ローム層中の黒色バンドの存在は、これまでにも県内の遺跡で認められてきたが、これほどの厚さのものはなかったと思うし、この層の成因が腐植土によるものとし、氷期のあいだの温暖期にある程度の植生があったものと考へるとき、県内では初見のはずの二層の黒色バンドの下部バンドにおいても、遺物の出土の可能性について今後考えられなければならないだろう。

いうまでもなく先土器時代は最終氷河期と重複しているから、私たちの地方では最小二回の間暖期が、あつたらしいことが考えられるようになったことも、今回調査のおおきな収穫のひとつとしておきたい。

5 繩文時代の遺構と遺物

a 調査の概要

調査は排上置き場を確保するため、調査区東北隅のQ10区から開始し、漸次北と西の方に向って進めてゆくこととし、結果住居59とピット316とを調査することができたが、それらによってそれまで考えられたり予想されてきたことで、大きく変わらなければならなくなつたことが少なくない。

すでにふれたとおり、調査開始前には当遺跡の範囲は工事予定区とほぼ重複すると考えられていたし、その営まれた時期も堀之内式土器使用期を中心になるとらえられていたが、調査が進行してゆくにつれて遺跡の範囲は、調査区の北西側と南東方の外に大きく広がっていることが判明した。



第10図 西原遺跡縄文時代遺構分布図

また検出された遺構も、阿玉台式から称名寺式までに属するものに限定される。もちろん以外に得られた土器資料のなかには、たしかに堀之内式が含まれるし、他にも加曾利B式あるいは田戸下層や関山式と思われるものや、弥生土器の疑いのあるものなどがあるが、それらは総て数片と極く少ない。

もちろんこのこと自体はそれらの土器使用期に、調査区の範囲が曲がりなりにも生活圏に包括されていたことを示すし、調査区の周辺に隣接してそれらの時期の集落跡の存在する可能性が高いが、調査し得た遺構のうちにも加曾利EⅢ式以降、称名寺Ⅱ式まではピットまたはいわゆる埋設土器施設であり、集落そのものはすでに調査区の外に出てしまっていることが考えられる。

さらに阿玉台から加曾利EⅢ式に至る集落についても、調査区内外に漫然と住居を散らせているのではなく、型式やその小区分毎にその範囲や中心を移動させていくつており、今回の調査を言ってみれば、西原遺跡に大きく開けた調査区という窓のなかに、移動してきて視野に入ってきてから、再び視界の外に出ていってしまうまでを、観察したのだとも考えることができるのである。

調査開始までは遺跡の北から、ほぼ直角に曲がって東を流れている内沼川の水を利用して成立した集落と漠然と考えてきたのであるが、調査区の東北方の緩斜面の下のローム面において、ところによっては現地表から3メートルほども深い別の微地形のあることを発見できたことも、大きな収穫のひとつであった。

b 遺構と遺物各論

① 第3、6号住居および53号ピット

i 遺構

第3号住居は、南北4.2メートル東西3.9メートルやや不規則な円形プランを持ち、深さも10~13センチメートルと浅い。重複遺構との関係は第53号ピットと第6号住居を切り、したがって最も新しい遺構である。

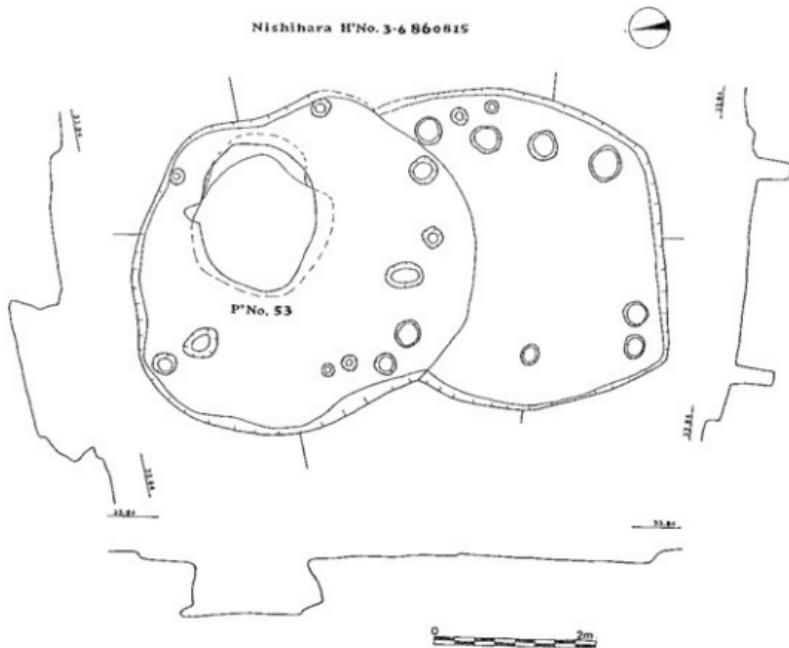
第6号住居は、東西3.9メートル南北推定4.0メートルの角ばった円形プランを持ち、東側に4西側に3の柱穴を並べているが、第3号住居の例から見て東西南北の各コーナーの柱穴が問題になるのであろう。

炉はここではあまり定かではなかったが、第3号住居では第53号ピットの上に素掘り炉あるいは地床炉などと呼ばれる施設があって、これが両遺構の新旧をみる決定的な決め手になったのであると同時に、ほとんど時差の認められないピットと住居が、当遺跡では重複する例の少なくないことににも注目しておきたい。

第53号ピットはその上面の径1.3×1.8メートル、最大径は底面近くにあって1.6×1.9メートルの、いわゆる袋状あるいはフラスコ状と呼ばれる種類に属し、その深さは0.73メー

トルと比較的浅い。

第11図 第3・6号住居および第53号ピット実測図



ii 遺 物

3遺構の重複でありながら出土ドット図を焼失して正確な所属を再検証する余地を残していないのが残念であるが、第12図の1に示した土器は三叉指あるいは蛇頭のモチーフを持つ深鉢形土器であり、胴部で外に膨れ頸部が待ち括れて、そこに隆帯二条を廻らしている。

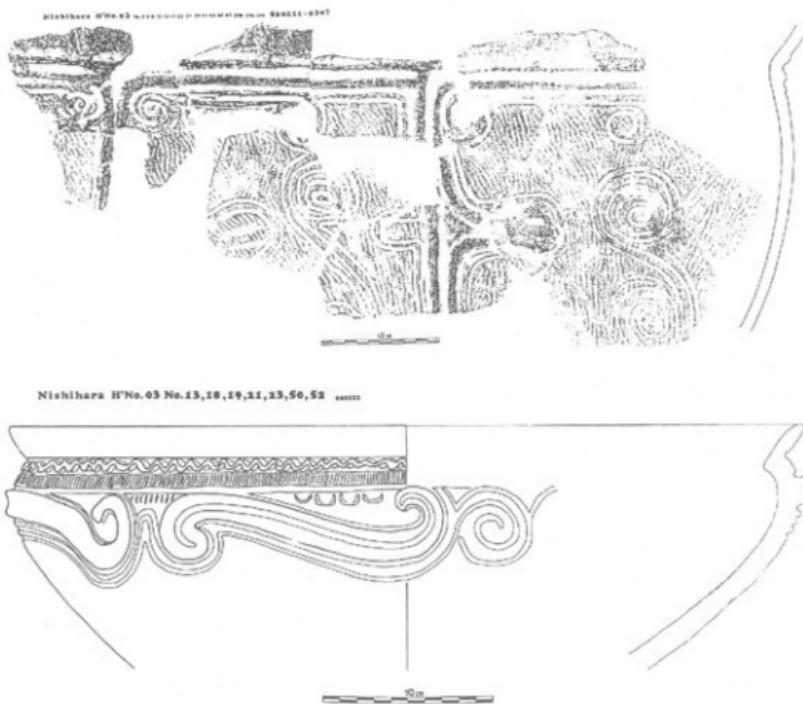
上の条から垂直に一条の同様隆帯を懸垂させて胴部文様帶区画文とするから、当遺跡の土器資料の内既存の土器型式の概念で処理できないものについて、現在試みている系列論分類法では、縦区画文系に属させることのできるものである。

頸部の下の隆帯はこの懸垂区画隆帯から出ているといつてもよく、また上の条と平行して走り次の懸垂隆帯に沿って直角に折れ曲がって下降するから、縦区画隆帯も二条によつて構成されるということもでき、この頸部から下垂する隆帯のはば胴部最大径に見合うあたりで区画内の方向に強く折れ曲がりその先端に、ここで問題になる三叉指または蛇頭の

モチーフがある。

ここから再び隆帯は懸垂区画隆帯に戻り平行下垂してゆくが、このような区画隆帯に沿って二条の平行沈線が描がかれ、下部頸部隆帯が下降に転ずる屈曲点の内側では渦文を構成し、そこから再び二条線文になって三指文を囲みさらにまた下降してゆく。

第12図 第3号住居出土遺物実測図



縦区画隆線の側を下垂する二条沈線は、反対側に凸出する三叉指あるいは蛇頭文に対応する位置で横U字形の突起を作つて一旦隆線から離れるし、区画内にはこの三叉指または蛇頭文が突出しているので、中央より縦区画隆線寄りほぼ $2/3$ のあたりで、二条沈線の下部条が下垂して時計巻渦文を作り、縄文の付される三差指あるいは蛇頭文を持つ区画では、この下垂渦文から連続してS字状連続渦文に移行している。

しかし、縄文を持たない三叉指あるいは蛇頭文の側の区画では、S字状連続渦文はその上部の下垂渦文とは連続せず、また下垂渦文も一条を卷いただけの簡単なものになっている。

が、このような同種文様連続構成の場合でも、しばしば筋粗の差の認めらることがあり、特に一区画文構成だけが入念だったり、あるいは特別な文様を加えたりしていることがあるところをみれば、正面を特に飾る文様意識があった可能性が伺われるのである。

三叉指あるいは蛇頭のモチーフについて言及しておけば、有名な長野県井戸尻遺跡の土器資料では、胸部に張り付く人または四肢を持つ生物の前肢の先端として表現されているものがあり、このような具象的表現から次第に抽象化されて消失してゆく過程が、多くの人によって説かれている。

いまここで諸説をあげて論評を試みる余裕はないが、この種文様意識の原流が中部山岳あるいは広義の勝坂上谷文化圏にあることだけは容認いただけだらうし、したがって当遺跡の土器がある時点にその方面の強い影響を受けていること、あるいはこれまで多くの在地学究によって主張されてきた、茨城の中期繩文土器における勝坂式土器の混入ないしは影響という点について、最も具体的な証例を提出できたことだけは誤りないであろう。

ここで2資料の説明と評価に入る前に、これまでこれら両資料は別個体であり、したがって1資料はこのまま無文の外反する口縁に終わる、ここでの試みとしての作業では無文口縁系列土器群にも分類できるものとして取り扱ってきた。

同じく2資料も数少ない文様を持つ浅鉢形土器と考えてきたのであり、それに対して下締考古学研究会から、深鉢形土器の口縁部である可能性についての指摘があったことが、長く脳裏にあって本文を書くにあたって再検討してみた結果、僅かに4センチメートルほどではあるが、接合できる部分があることを発見した。

つまり文様の構成などからは一見全く異なる印象を持ちながら、繩文を地文とする胸部と、繩文を全く持たない口縁部とは幅広い無文帶でつながる、口径50センチメートルにも及ぶ、大形のキャリバー形深鉢土器であることが判明したのであり、重大な見落としを救済する機会を得ることができたご助言に対し、心から感謝申しあげずにはいられないのである。

さて資料2の口縁部は、強く外反して直に立つ幅狭い無文の口唇部をもっているが、当遺跡のこの種口唇の断面ではその上面が直に切れる例が多いのに対し、本資料は裏面から狭まりながらも丸く切れている点にひとつの特色を見い出すことができるが、他文様の構成やその技法からすれば、時差というほどのものは認め難く、現在の段階では個体差ということを処理しておきたい。

その下には三条の細く深い沈線によって形成される二条のこれも細い隣線が廻らされており、その上部隆線はその上下を棒状施文具によって相互刺突によって描出されるいわゆる相互刺突文が形成されているが、施文具が傳くや幅を持つためにこの刺突文は緩い連続波状文となっている。

下部流線は鋭い施文具でち密に刻まれており、やや幅広い部分や下部区画沈線を潰している部分で、この用具は半切竹管であることが判明するが、ここでの主体となる口縁文様は最大径の部分に貼り付け粘土紐を、断面横コの字形にするよう彫刻手法で整えた、横S字隆線文の存在であろう。

このS字状文は外縁に接して廻らされる、細いがしかし力強い沈線によって強調されるとともに、その外を同じ沈線がもう一条廻らされ、それらがS字状文相互を繋いでゆくことによって、この主要口縁部文様は連続横S字状隆帶を構成することになるのである。

すでにふれたとおり側面を直に切るS字状隆帶の、上面は平滑に仕上げられているが、残存する三個のうちのひとつだけには、一条の沈線を走らせており、それを囲む二条の沈線も隣のS字状に移る接点に溝文あるいは同心円文を介在させ、この複線状S字状文とその上部の刻み目隆帶との間の狭い空間に、半切竹管を横位置にした先端を四個並列させて押捺している。

この施文具は刻み目隆帶に用いられたものと同一とみることができるが、さきにふれた連続文様や区画帶文様の正面あるいは主要部分構成意識について、ここが口縁部文様帶のそれに該当するものとすれば、接合可能部を通じてみる胸部文様帶のそれとは、位置にずれがあるという首尾の一貫しないうらみがある。

あるいは入念・精密とみえる同じ文様の繰り返しのなかにおける、特殊文様の介入という現象は、偶然聞きすぎてしまった間隔を埋めるためという、比較的単純な発想の結果として生まれたものであるという、従来からある最も普遍的な説を、裏付けるだけにすぎないのかもしれない。

内湾する口縁の内側には、強い稜を持っている点も、とりあげておかなければならぬが、このような特徴は阿玉台式の新しい段階から、加曾利E I式の比較的旧い段階に限って見られるもののようにあり、尖は本報告でもあとで問題にしなければならないはずの、縄文中期における土器型式の、いわゆる変動期の土器群のメルクマールのひとつとはできないものかを、現在検討してみているのである。

② 第7号住居

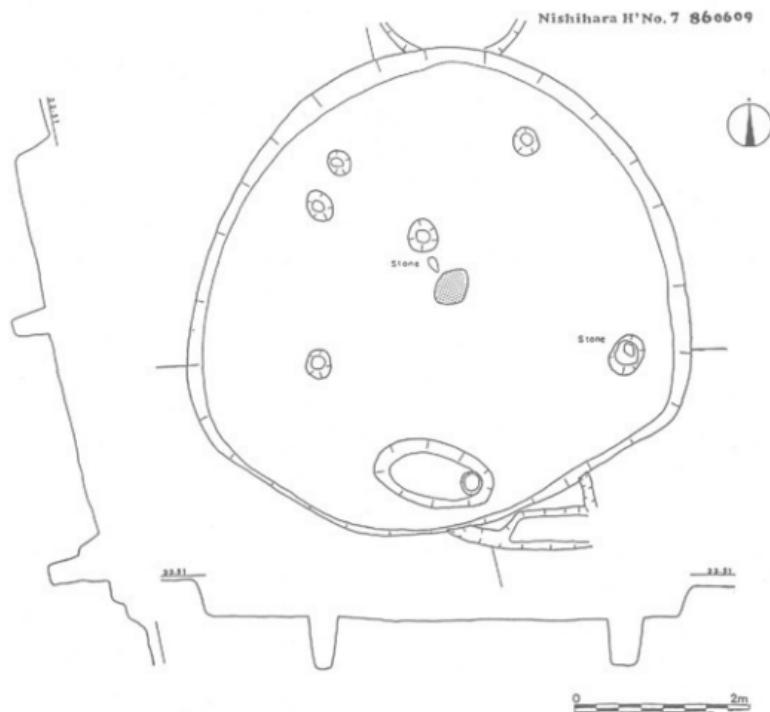
i 遺構

当住居は第8号住居と共に、第2号古墳の下に発見されたものであり、径5.55×5.85メートルと、今回の調査例の中では比較的大形であり、深さも約0.5メートルと深く、複式のいわゆる土器埋設炉が認められた。

柱穴は5本で構成されているらしく、他の2本は後補の支柱と見ておきたいが、中央に近く炉の脇にあるのは、深さも深くしっかりしているので、あるいは炉に関する施設であるのかもしれないし、また南壁寄りのものを出入り口構造に関するものと考えれば、当住

居は台形4本柱で構成されていたことになろう。

第13図 第7号住居実測図



ii 遺 物

細い粘土紐を張つけて作る口縁部文様帯は、基本的には渦文を配置してそれらの間をいわゆる流文で繋ぐもので、こうした文様構成は一応いわゆる「円流文」系土器群の、末端に位置せしめてよいように思われる。

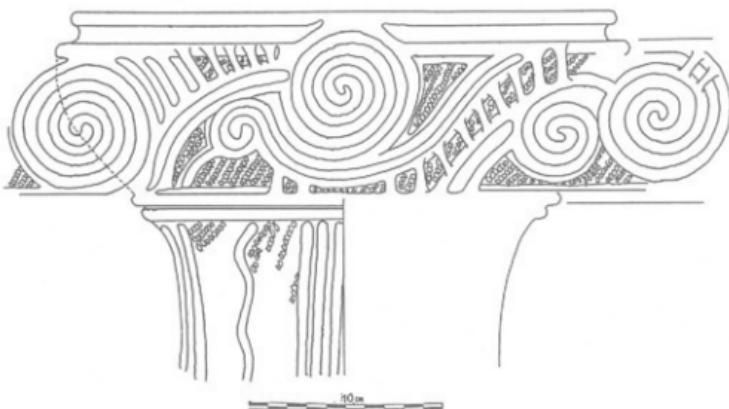
しかし口唇上面に、指頭などによる太い沈線を描くことにより、その下の粘土張り付け紐による隆線と共に、二条並列隆帶文のような効果を見せている点や、口縁文様帯下端にも張り付け粘土紐二条による並列隆帶をもって、胴部文様帯との区画文としていることに注目しておきたい。

隆線文の両側には沈線を添えて、紐の張り付け効果をより強固にするという実利的側面と、隆線をさらに強調するという表現的側面とを、併せ持つ手法が採用されていることも、

充分に留意しておく必要がある。

第14図 第7号住居出土遺物実測図

Nishihara H'No.7-17,52 1000-600



それらに加えて最も重要なことは、口縁文様帶の地文として胸部文様帶に続く縄文を持っている点であり、これらは加曾利E式土器のもつ普遍的施文手法であるし、さらに胸部文様に至っては、三本一組の太い沈線を下垂させ、またそれらの間に単線の大きな波状、あるいは屈折文を介入させるというもので、これは正に加曾利E式そのものなのである。

しかし加曾利式の持つ隆带も、粘土紐張り付けを基本にするけれども、偏平な断面を呈し、加えてその幅が1センチメートル以上にも及ぶものがあるに対して、当資料のそれの断面は半円に近く、幅も0.6~0.8センチメートルと細いのである。

また口縁部文様帶の溝文と、胸部文様帶の三条綱列直沈線とはややずれがあって、うまく対応しないこともおかしいが、どうやら共に6という数であるらしく、この3:6という文様区画も、2:4を基本区画とする加曾利E式土器にはなじまない。

さらに溝文間を繋ぐ複線の流線文や、流線と口唇隆帶との間に渡される並列隆線文が、粘土紐の両端を張り付けるだけの、いわゆるブリッジ状になっていることに気付くのであるが、この技法は古くから注目されてかつ諸説のある、いわゆる籠目土器に見るものである。

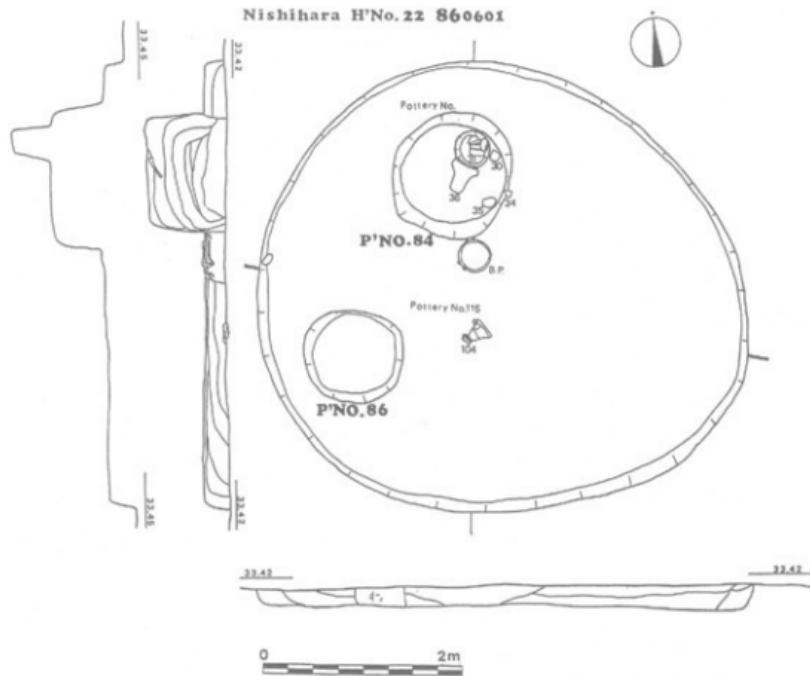
今回の調査で得られた最も良好な、いわゆる籠目土器に関する資料は、ここでは写真でしか示せないのが残念であるが、50号ピットの1号土器であり、その粘土紐技法に当資料は共通するものを持つと考えている。

しかもそのいわゆる縁目土器とする1号土器は、加曾利E式の新しい段階の2号土器と共に伴するという事実があり、このことはこれまでの最も有力な説のなかで、すでに説明し尽くされているところであるが、逆にいえばほぼ定説となっている観のあるその説を、確実に支援できる例を新しくひとつ加えた、とも評価できるのであるまい。

しかも50号ピット1号土器が、器形や文様帶の構成、特に完成されたキャリバー形深鉢を器形とし、口縁部文様帶は狭くかつ4分割であるなどの諸点は、多分に加曾利E式的要素を持つことが可能である。

ただ文様構成要素の中には、おそらくは大木8A式、少なくとも東北地方の土器系列から受けたと思われる、蕨手状弧状線文が加えられることなども考慮のなかにいれるとき、当資料がこれまでふれてきたとおりに加曾利E式的要素を多分に持つことは、あるいは当然のことしながら、なお「円流文」系土器の末端、あるいは縁目土器の影響を受けた「円流文」系土器に、一応分類しておかなければならぬ理由も、納得いただけるであろう。

第15図 第22号住居実測図



③ 第 22 号 住 居

i 遺 構

O7地区に大部分を、また一部分をN7地区にかけて検出された4.4×4.8メートルの卵形のプランを持つ竪穴で、深さも最大0.25メートルと比較的浅く、中央やや北寄に、いわゆる土器埋設炉を持っている。

柱穴は床面において発見できなかったが、84・86各号ピットの重複していることを確認し、その断面からみて少なくとも84号ピットの方が、当住居よりも新しいようにみえ、今後の作業の進展のなかで土器資料の対比の結果が、期待されるのである。

ii 遺 物

ここに示す資料は、いわゆる土器埋設炉の土器であって、胴部以下の大半を欠損しているが、遺構や遺物に私たちが分類あるいは取扱上の名称を与えるとき、まだ確定していない用途や目的についての予断を許すような名称は努めて避けるという、いわば大前提のあることに余談ながら言及しておきたい。

本稿で単純に穴の意でピットと呼ぶ種類の遺構を、貯蔵穴と呼んでしまえば他説は否定したことになるし、土偏に広いという字には、穴という他に墓穴という意もあるから、「土こう」という場合当人は前者のつもりで使っていても、ときには貯蔵穴説を否定する立場にとられかねない。

反面本稿の文中には使用はしないが、図の説明などには「埋めかめ」の直訳語のつもりのburying potteryの、さらなる略語としてのB, P, という、いうなれば新語を入れているが、これには便宜上以外の他意はないので、念のため申し添えておきたい。

さて当資料は口唇部と、それから5センチメートルほど下がった部分に、粘土紐を張り付け、その上下を入念に器壁になじませたあと、その隆帯の上面にやや太目の棒状施文具を用いて、沈線を描くことによりいわゆる（沈線付加）複隆帯（または線）とするものである。

胴部文様帶の地文としての縄文は、口縁部文様帶の下端からやや下がってはじまるし、上下のいわゆる複隆帯のあいだも無文であるが、よく観察すれば誰でも分かるように、はじめ全面的に縄文を押捺し、張り付け粘土紐の密着調整にあたって、擦り消していることが判明する。

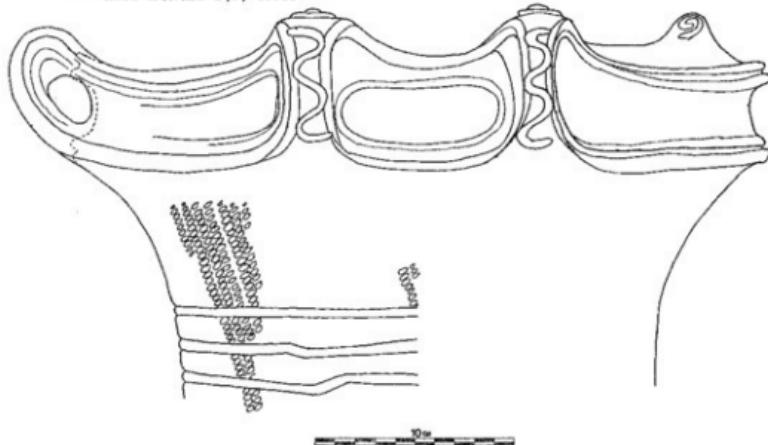
このように、当資料の口縁部文様帶の基本的構成は極めて単純であるが、特色付けるのは上下の複隆帯を、引き上げながら器壁から離して作る環状、あるいは有孔耳たぶ状把手の存在であり、このため口縁は緩やかな波状を描くに至る。

把手は2個1組で3箇所付けられるから、当資料は3区分文様帶の土器であるということ

とができるし、2個近接して並ぶ把手の計6個は、基本的には相似形といえるけれども、組ごとに立ち上がり方や大きさがそれぞれ違い、大小あるいは主副従に把手を調製することによって土器の正面あるいは主要面を、主張していることが考えられる。

第16図 第22号住居出土遺物実測図

Nishihara H'No.22 B,P. 860504



なおこれらの把手の上面には、細い粘土縫を張り付けて渦文を描き、その末端を蛇行させて把手のブリッジ正面を懸垂させる小文様が加えられる。胴部文様としては、その上部区画文として、3条の横走沈線が巡らされるが、それに用いられる施文具が、半裁竹管であることも充分に留意しておく必要があろう。

この3条文の直下にも同様の施文具による、線文が見えるので懸垂する区画文や、その間を埋める渦文、あるいはいわゆる剣先文などがあることが予想されるが、このようにして当資料は、口縁部文様よりは胴部文様の方に、重点の置かれる土器であるということができる。

あるいは胴部文様帯が、まだその意義を失っていない段階の土器である、とも規定することができようが、ともかく上下の降帶を器壁から引き離して、ブリッジ状あるいは環状または耳たぶ状把手を作るという意識や技法は、胴部文様を半裁竹管で描くこととあいまって、私どもの地方の中期縄文土器にはなじまない。

おそらく当資料は大木8A式、少なくとも東北地方に、その源流を持つ土器群の系列にある土器、あるいはその直接的影響を特に強く受けた土器のひとつと、ここではみておきたいのである。

④ 第26号住居

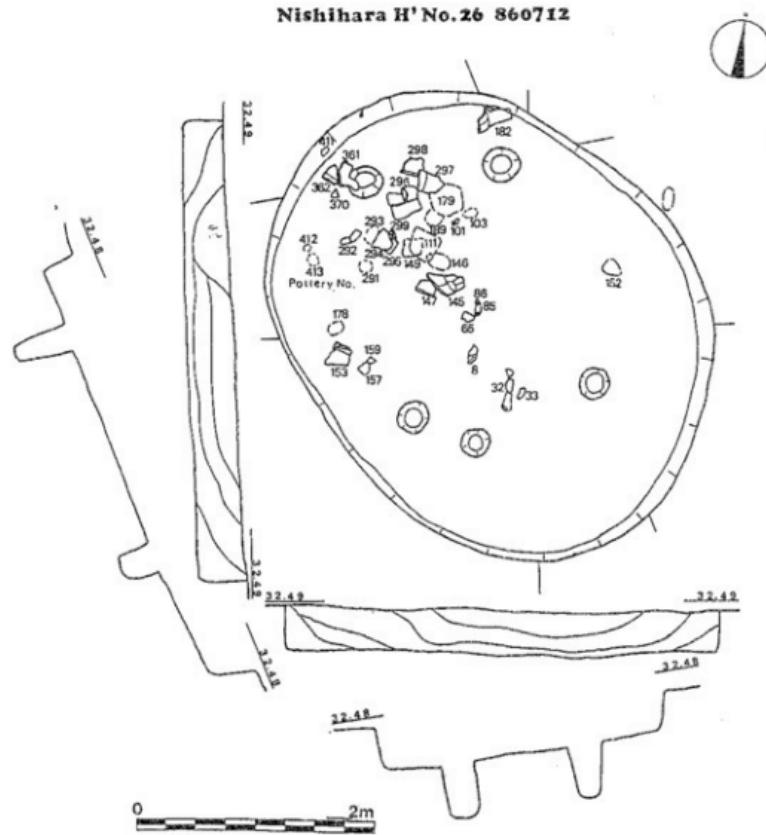
遺構

当遺構はL4区において検出され、北西×南東を長軸として4.12メートル、幅3.23メートルの、楕円形のプランを呈するやや小ぶりの竪穴であり、深さは0.36メートルで炉の施設は認められなかった。

柱穴は5個検出できたが、うち1つは控柱などで4本を基本にすると思われるが、どのように考えても、プランの軸線と一致しないうらみがある。このように当遺構は、それ自体多くの問題を含むということができよう。

第17図 第26号住居実測図

Nishihara H' No.26 860712



II 遺 物

当資料はまさに典型的な阿玉台式に属する土器であり、その文様帶は口縁部と胴部に分かれるのは当然としても、また張り付け粘土による横長椭円文と、その内部充填文と隆線周辺文とに、分けてみることができるのも尋常である。

また底部の網代状痕をも仮に含めれば、口唇上面から底部までありますところなく、飾った土器であるということもできようが、その口唇は直に切れて平縁を呈していて、そこに2条の押引き文あるいは連続刺突線文が施されている。

口唇外側とそこから2センチメートルほど下がった部分、および口縁が頸部に転ずるあたりの三箇所に、頂が稜を持つしたがって断面が三角を呈する、低い隆帶各1条を巡らしているが、これは器体を作る過程で、あるいは器壁を撫で調整する段階で作出されるらしく、また厳密な意味では文様とはいえないものようである。

つまりこの隙帶こそが、複雑でありながらしかもシンメトリカルな、阿玉台式に特有の文様構成の基準線であると考えられるし、個々の文様のうち認められる限りは、左側から右に向かって作られ付けられているから、この文様作出者は右利きであったことも判明する。

このような文様作出技法について、観察しつつ実験してみた結果を以下に述べてみたいが、作業はまず先端を細めた粘土紐（以下「紐」）を、口唇部の隆帶（以下「上基準線」）になじませることから始められる。

そのために2センチほどの長さを要するから、それだけ隆線は右に走ったことになるし、次に紐を下の隙帶（以下「中基準線」）まで下ろして、それに重ねて左に走らせるので、隆線の屈折部はUの字の底の部分のように、小さな半円を形成するに至る。

中基準線の上を、左に5センチほどいったあたりから、頸部に近い隙帶（以下「下基準線」）へ、紐を緩く弧を描かせながら下降させてゆき、中基準線から離したあたりに見合う点で、下基準線に合わせる。

ここから今度は右へ下基準線に重ねて紐を走らせるが、その距離は上と中の基準線に作った屈曲点の直下を越えて、さきに中基準線を左に走った距離の倍、実長にして11.5センチほどである。

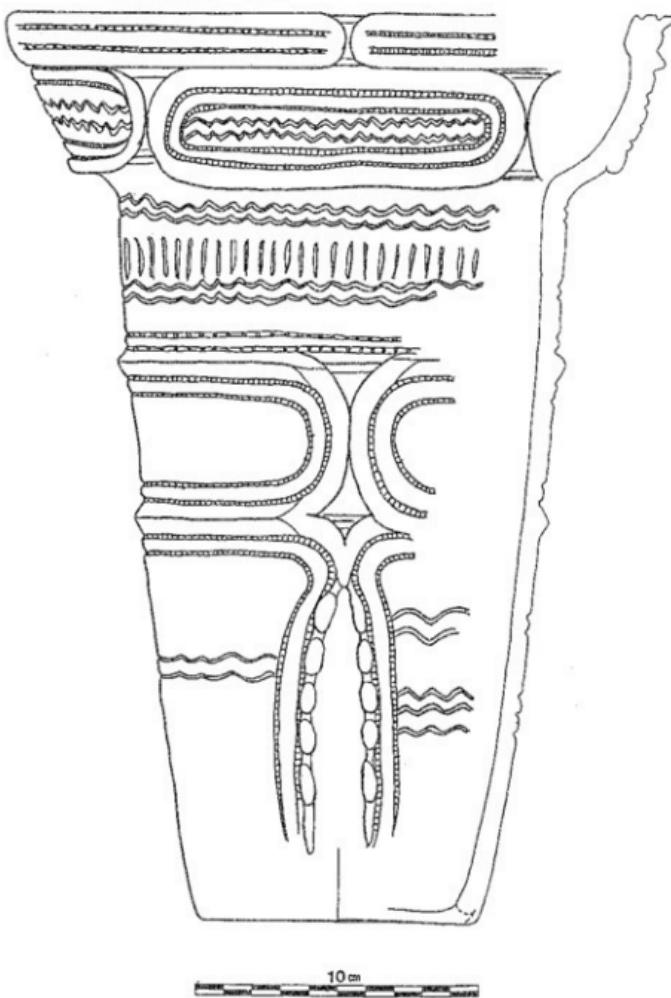
ここから先は、これまでの作業とは逆の手順で中基準線に戻り、最初に作った屈曲点にほとんど接するあたりで、同様にして上基準線に達して右方向にねせて重ね、紐に余長があれば切ったうえで、よくなじなせてひとつの作業が完結する。

次の同様の隆線作出作業の出発点は、最初のそれから口唇部総体の1/4左のあたりであり、全く同じ作業の繰り返しにすぎないが、中基準線から下基準線に移る弧状の部分は、先に作ったものとその頂点において、ほぼ接するあたりに位置させるというのが、以下の

作業に加わる要点である。

第18図 第26号住居出土遺物実測図

Nishihara H'No. 26 No. 182 350616



このような紐張り付け作業が、四回繰り返されて完結した次の作業は、紐を器壁にじませることであり、これはどうやらいちばん下の部分、つまり下基準線に重ねた紐のところから始められるらしい。

この作業は親指と他の指の2本で、紐を挟み付けるようにして横撫でしてゆけば、ほとんど一回の操作で完了してしまうほどのものだが、次の円文部分に連続して続けられている証左は見当たらないから、一回の紐張り付けが口唇から出発点して、すぐ左に帰結する都度行なわれるのかもしれないと思う。

この撫で作業は結果として作出される中基準線以上の、狭長な楕円文の内部にも、親指以外の指を使って行なわれるが、これも一気に円文内部を撫でるのではなく、ほぼ中央で中断するから、この方の作業も紐張り付けの一回帰が済む都度に、行なわれるのかもしれないである。

このように見てくれれば、当資料における文様作出手作業、あるいはその思想もしくは製作者そのものは、私たちの繩文人に対していたくイメージに反して、多分にパラノイア的であり、あるいはそのような傾向なり気質なりを、持っていると評することができる。

しかも下の楕円文のしばしば充填文と呼ばれるもののうち、隆線の内側に添って描かれる線文の上に、上部の狭長楕円文言い替えれば紐張り付けの、出発と終着に前後する横U字形の屈曲点の、両方から接する部分の下端がかぶさってきているところから見ると、作業工程としては下の円文のいわゆる周縁文の方が、上の段の撫で調整よりも先のようである。

以上説明が繁雑になりすぎた感があるので整理すれば、口縁部文様体の一区画の紐張り付け作業が済んだ都度か、四区画が完了した時点で先ず下基準線に、紐をなじませるために横撫で作業が行なわれる。

次には中基準線との間に出来た横長楕円文の内側、つまり張り付け紐の内縁に添って、2状の平行する押引き線文が描かれ、口縁部総体の最終かこの次かは定かでないが、楕円文の中央に左から右に鋸歯状文が書かれる。

これらの線文の施用具は、半裁竹管であることが分かるし、隆線周縁線文が有節線文あるいは連続刺突線文などと、人により場合によって色々に言われ個人的には多く後者を多用してきたが、作業の内容が具体的に分かるという利点もあり、かつこの資料の技法の場合には押引きという言葉が最もふさわしい。

そしてこの隆線内縁文としての押引き線文は、装飾という意味の他に紐の張り付け効果を、より強固にしようという実利的目的も有しているが、一巡させるのではなくて、下半分を左から右に進めたあと、改めて上半分を同じようにこぶすという手法をとる。

中と下の基準線内の長楕円文の、少なくとも内周縁文が付け終わったあと、中と上の基

準線内に出来る狭長楕円文内部の撫で調整が行なわれるが、これは先にも触れたとおりに左右が別個の作業として進められてはいても、その上に加えられる押引き文の方は、左から右へ文字どおりに一気に描かれる。

このようにして出来る口縁部文様帶の、最終作業として口唇上画の撫で調整があり、その上に同様の押引き文が加えられるが、休止や中止の段落点の認められないところからすれば、施文者のほうが土器の周りを回ったことも考えられる。

胴部にも器高總体のほぼ中央にあたるあたりに、上下二段の基準線が設けられており、ここから下は隆線を交える文様帶となるし、ここから上の口縁部文様帶までの間は、線文のみで飾られる文様帶になる。

この胴部の基準線内には、口縁部のような長楕円文四個を横に連ねるが、紐を一周させるのではなくて、)(状の紐を上下の基準線に渡してその末端を、よくなじませることによって作出するものであり、内周縁文としての押引き文を上下二段に分けて、引く手法は口縁部のそれと同一である。

円文が横の弧頂を接する部分の下に、懸垂文が置かれているが、こうしたポイントは口縁部における、紐張り付けの出発・帰着点と一致するので、総四区画文様土器としても分類できる当資料において、口縁部文様帶のその部分は基準点としての意味あいも持っていたのである。

胴下半の懸垂文についても問題はいくつかあり、その第一はこの懸垂文が一気に作られるのではなくて、先ず上の円文のカーブに見合うような、外に湾曲しながら開くV字形の紐が張り付けられることであり、この文様単独あるいは懸垂文の上部のこの形は、文様意識としては前型式からの残留であることを指摘する向きもある。

それはともかくとして、その下頂から懸垂文が四箇所において下垂するのであるが、共に指頭などで連続押圧することによって、撫り紐を垂れ下げさせたような効果をみせるものの、対向する位置に一条をまた別の二対は、外に湾曲しながら僅かに開く二叉線文を配置するという、使い分けがなされていることにも留意しておきたい。

そのような結果として出現した胴部下半の四区画内には、先ずこれまでと同じ半裁竹管による押引き文が、逆U字形に形成される隆線に沿って付けられるが、この描き方も例外なく左側の下垂隆線に沿って、直線的に上から下に引くのである。

次に下向き弧状部に沿って右に移動させてゆき、そのまま右の下垂隆線に沿って下降させるのであり、この線文は隣線文を装飾しながらそれを強調するという目的以外に、実利的あるいは実用的な側面を持っていたことはすでに指摘した。

各区画内のいわゆる充填文も、それぞれに多少の違いをみせるのであり、いま一方の單線下垂線を中心にして複数下垂線を両側にしておけば、左区画は上に下向き三連弧状線文を

押引き手法で、またその下やや離して鋸歯状文を横に二重に配している。

これに対して右の方の区画には、弧状線文はなくて二重の鋸歯状文だけが幾分難に付けられるだけであるし、これに対する裏側の二区画をみれば、下の二重鋸歯状文を持つことについては共通するが、横走連続下向き弧状線文が、左は三連であるのに右は二連であるという違いがある。

ここには既にあるいはいち早く、文様の表裏または主要面の区分意識があったと考えることができ、弧状線文を欠く区画が裏側もしくは最も重要でない部分であろうことは、容易に推察できよう。

しかし逆にみて何処が表であり、あるいは最重要点であるかということについては難しく、たとえば二連弧状線を持つ区画よりは、三連線文の区画のほうが重要であることを示しているとしても、これらは対向する位置にあるし、さきの弧状線文を欠く区画の反対側は、二連弧状線文の区画なのである。

そこで下垂線の単線より複線のほうが丁寧であり、またここが口縁部から続く縦区画の基準線になっていることを考えあわせると、その右に三連弧左には二連弧の区画を持つ複下垂線のほうが正面であり、左に三連弧右に連弧文を欠く区画を持つ複下垂線を裏側と、ここでは考えておきたい。

こうした胸部における隆線文様帶の上の、頸部に至る沈線文様帶は上から鋸歯状文、連続縦列沈線文、再び鋸歯状文、そして押引き文の順になるが、最後のものは隆線文帶の外周縁文としてあるもので、むしろ下の隣線文帶の方に付属させるべきものである。

とすればこここの文様帶は、連続爪形文のような縦列沈線文の上下を、鋸歯状文が飾るということになるし、縦列線文だけはたとえばハマグリなどの貝殻の、腹縁を連続押捺したものであり、他はこれまでと同じ半截竹管による。

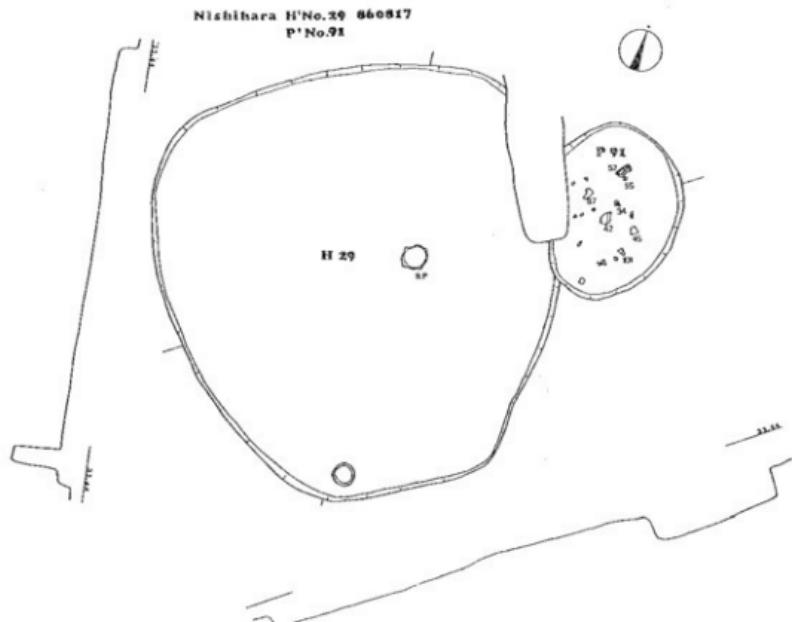
④ 第 26 号 住 居

Ⅰ 遺 構

当住居はP7地区にほぼ2/3を、また残り1/3ほどをO7地区にかけて検出されたものであり、プランは卵形というよりは台形に近く、その南コーナー部で柱穴様のピット1と、中央から東よりでいわゆる埋設炉、また覆土中から石器を発見したくらいの、ほとんど生活痕跡の乏しい遺構であった。

なお91号ピットと重複しているが、このほうがこの住居を切っているように見え、今後の作業においてこの両遺構の土器資料の対比に、期待が持たれることを付言しておきたい。

第19図 第29号住居実測図



II 遺 物

第20図に示した土器は、住居のほぼ中央に検出された、いわゆる上唇埋設式（B.P.）に使用されていた、頸部のくびれより以下を欠く深鉢であり、この種の使用例にしては口唇部はもちろん、その上面の保存度さえも良好であるという、希有の出土例に属する資料である。

その口縁部文様帯が狭いうえに、その下端の張り出しや頸部あるいは胴部上半のくびれがそれぞれ強いから、欠損している推定上の胴部最大径もまた大きいという、いわば完成されたキャリバー形を想定できる。

また胴部文様を持たず、單方向の太めの斜縄文を地文にしている、というようなことは既存の土器型式の概念では、処理しきれない資料のひとつである当資料の、編年的位置を考えるのに重要な条件となろう。

殊にこの地文としての縄文が、口縁部文様に先行してその下部にまで押捺されるものではなく、口縁部文様帶が作出された後にその下端から縄文の施文が開発されているという点も、型式学的考察にあたって、充分に考慮されなければならない事項であろう。

文様帶を構成する諸要素はさほど多くはない、構成そのものも比較的に単純で、口縁は狭く直に外反して立ち上がる無文帶とされ、その平縁上面も直に切れ、断面はコの字を伏せた形を呈し、そこと文様帶とは細く鋭い沈線一条によって区画される。

文様帶は一方に付けられた把手、というよりはむしろ裝飾突起と、対向する位置に沈線で描かれる渦文、それに両側面中央にも同様の入り組が渦文があるから、当資料は主2区分從4区分の文様帶を持つ土器であると規定することができる。

この小ぶりの把手状裝飾突起は、文様帶上限の区画沈線から、心もち斜め上に向かって直に突出し、その下端は丸く膨らんで文様帶下端の、後でふれる区画隆帶に帰結する。

これを上からみれば、文様帶を両端から張り出させ、中央で狭い直に切れる平滑面で合わるように作られ、ポートの船先状の三角形の平らな上面には円孔があけられ、突起の内部で側面に貫通している円孔とつながっている。

側面は円孔は、沈線一条によって取り囲まれておらず、その外側の先端から下端にかけては連続刻み線文が付され、それはそのまま文様帶下部区画隆帶に続いてゆく。

下端区画隆帶は厚い粘土紐を卷いたのち、その表面を平滑に仕上げると共に、両端と中央に上端区画線文と同じ手法の、細く鋭い線文を引くことによって、あたかも隆線二条を彫刻手法によって作出了したような印象を見せる。

こうした隆帶はまたキャリバー形深鉢の、口縁の外への張り出しを強調する効果を持つのであるが、下端隆帶によって器形を強調するという点だけにとどめれば、たとえば加曾利E式にもしばしば、あるいは頻繁に見られるところである。

しかし隆帶作出の技法と、その上面を飾る連続刻み線文は、既存の土器型式の概念では処理しきれない当遺跡の上器群においては、しばしば結び付く文様要素があるので、これをひとつのメルクマールとしてとりあげ、「連続刻隆線文系」としての分類を試みた。

文様帶を構成するのは、基本的には縦列する有節、または押し引き沈線文であるし、この文様要素は当遺跡の資料に関するかぎりでは、舳先様有孔裝飾突起や、連続刻隆線文とも結び付きやすい。

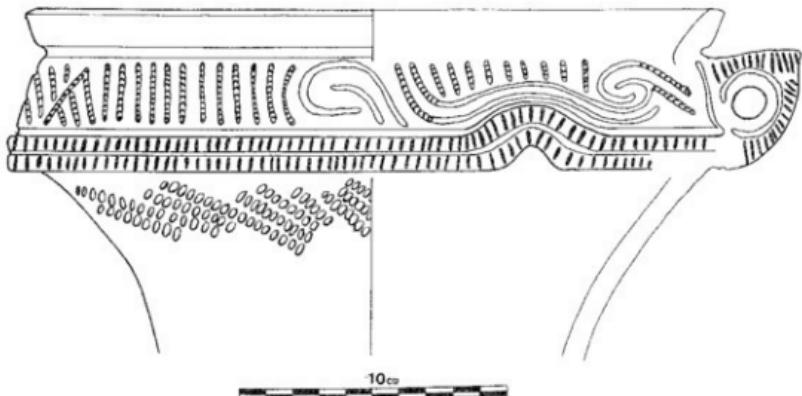
しかしさきに「基本的には」といったように、突起部分を仮に前とすれば、後ろにあたる渦文に近く、逆V字形によって切斷されるという破綻があるし、破綻といえば刻目隆帶が、突起と側面の入り組み渦文のほぼ中央で、強く上に折れ曲がっていることも見逃せない。

さらに突起の両脇にある入り組み渦文から、延びて側面渦文にいたる流線文も文様構成上の破綻といえるのであり、このようにみてくれば有節文ではなく実線の部分も気にかか

るのである。

そこでこうした諸点は、単なる文様ではなくて何らかの具象的意味をもっているのでは、という考えを導くのであり、そのようにしてこの文様帯を見直した結果、亀の形象土器ではないかと思いついたのである。

Nishihara H'No. 29 Burying Pot 860615



第20図 第29号住居出土土器実測図

つまり装飾突起とその側面孔をそれぞれ頭部とその眼に、また突起側面と両側の入り組み渦文を四肢に、さらにはいわゆる後面の渦文を尾に見たてれば、亀をモチーフにした文様構成が、理解できるようと思われる。

下部隆帶とその上の沈線の描く曲線も、静水面に波紋をひろげながらすむ、情景の描写とそれなきこともなく、とすればこの形象文様はかなり写実的であり得る。

すでにみたように、三叉指又は蛇頭文の存在から、当遺跡の土器文化が中部山岳方面、あるいは勝坂系土器文化圏の影響を、強く受けていることを指摘したが、そこに亀またはそれらしいモチーフの文様は、その数は多くないにしても全くないわけではない。

筆はいささか飛躍しすぎる感はあるが、福井県鳥浜貝塚における農耕植物の発見は、通常に考えられている以上に重大な問題を含んでおり、単に農耕植物を知っていたにすぎず、我々のこれまでの縄文文化に関する理解が、このことによって揺らぐことはない、というような断論は事の軽重を誤るものである。

知っていることと知らないことの間にだけでも、文化上の大きな落差と認識しなければ

ならないのであり、旧い農耕文化のタイプの中で鳥浜のマメ（緑豆）類とウリ（瓢箪）類は、共に本米は「サバンナ型農耕文化」が持っていたものである。

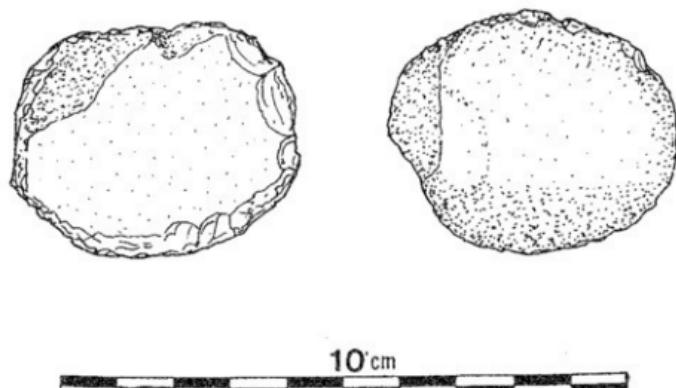
そして私たちの列島に最も近い「照葉樹林帶型農耕文化」は、「南島または熱帯雨林あるいは根栽型農耕文化」から、イモ（タロイモとそれにあるいはヤムイモも）類を貰い、それを「サバンナ型農耕文化」に渡して、代償として雑穀やそれらを受け取ったとされる。

鳥浜は前期末であり、中部山岳における勝坂系土器群は中期中葉、あるいはそれから後葉前半ぐらいいに収まるであろうから、私たちが縄文で取り扱っている限りにおいての時空の差は、さほどに大きいとはできないであろう。

ところで土器の文様に、モチーフとして採用されている生物が、冬眠するか冬に白化し、あるいは春に脱皮するものであるという認識も、私たちには重要である。

古くしかし優れて民族学、あるいは文化人類学者であったフレーザーが、その著書『旧約聖書の民俗学』において、世界各地の原住民の民話・伝説のたぐいを精力的に収集して比較研究したうちの、「脱皮の物語」ほかに述べられている内容と、そこに使われる説話の分布は、私たちに思いがけない示唆を与えてくれる。

Nishihara H' No. 29 860614



第21図 第29号住居出土石器実測図

そこで説話の基本は、月の満ち欠けも回生・成長・成年・老衰・死の輪廻としてとらえられており、同じ能力を持つ動物あるいは月のそうした能力を入手した生物として、ヘビやカメあるいはトカゲやウサギなどがあげられる。

それらの冬眠は死、そしてそれからの復活は回生あるいは再生、羽毛の白化は老衰、その正常化や脱皮は回春としてとらえられており、つまるところ彼らは起死回春の能力を、月と共有していると信じているということであるし、マレー半島のある種族にいたっては、毎日の日没と日の出をさえ、太陽の死と再生と伝承しているという。

それらのなかから特に、イソップ物語のカメとウサギのマラソンの、あるいは原形になるのであろうか、彼らが走るのは月の神の許から下界の人間のところまでであり、その目的は神の持つ不死回春の能力を、人間に分け与えるという託宣の使者としてであった、という物語をここではあげておきたい。

神はじめカメを出発させたが、その歩みのあまりの遅さにウサギに後を追わせたのである。イソップと違って先に着いたウサギは、その愚かさの故に、あるいは邪悪な心のために、逆に人に必死の運命を伝え、不死の未来を呑が物にしてしまった、というのである。

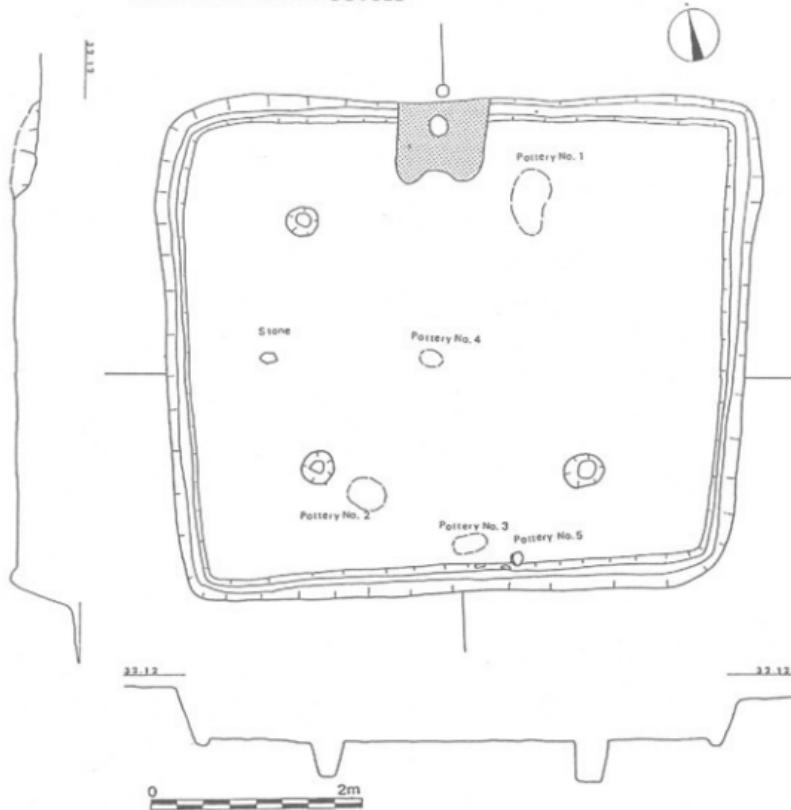
今日の私たちの伝承では、月にはウサギだけがいて臼で餅を捣いているのだが、中国の古詩にはウサギとカメが共にいることになっている。またフレーザーの収集したこの種の説話は、先にふれた南島からサバンナに至イモ類、特にタロイモの分布圏と微妙に一致するし、私たちのサトイモはコンニャクとともに、このイモの仲間であることとも、蛇足として付け加えておきたい。

第21図に示した石器は、硬質砂岩の円礫の節理に従って自然剝離した、その面の平面で断面が薄い半月形の石材を利用して、半滑面を部分的に小さな打撃剝離を加えたうえ、ほとんど前面に調整剝離をほどこした石器であり、調整剝離は部分的には他面からも為されている。

最大横幅6.2センチメートル最大縦幅4.3センチメートルほどの、ほぼ橢円形を呈するが、当遺跡においては同種石器の出土例は少なくはないものの、管見では他例を知らないため、時期や用途については、推測を重ねる以外に、付加すべき言葉を知らない。

ただ黒曜石やチャートといった硬質で均質な石材に、調整剝離を加えるには、このような形状の石器が適していると体験上いえるし、もしそうだとすればこの資料の調整剝離と見たものは、実はこうした作業によって生じた、然剝離とすべきものかもしれないである。

あるいは他例を知らないということは、独特の土器文化を展開する当遺跡に代表される地域と時期を特色付ける石器のひとつとすることができるかもしれないが、ともかく今後の出土例とその検証や、考察の増加を待ちたいと思う。



第22図 第14号住居実測図

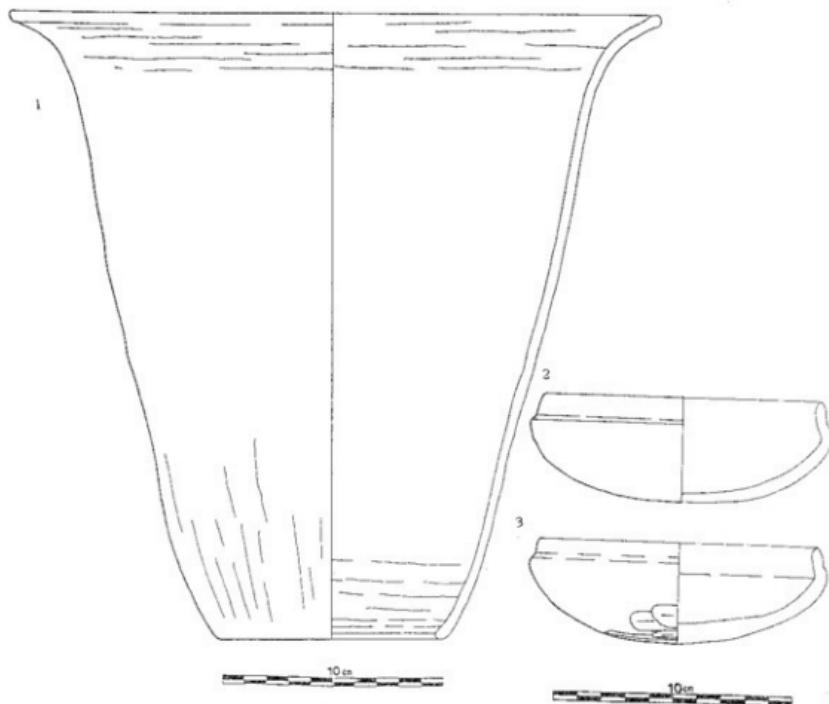
6 古墳時代の造構と遺物

(a) 各 論

① 第14号住居

i 遺 構

当住居址は05調査区において検出された唯一のものであり、当遺跡の最も東に位置するものということもでき、この大調査区自体が北東方向に低まってゆく緩傾斜の地形にある。当遺跡の当代の住居は軸線がやや東に傾くか、それとも西に寄かの違いはあっても、北



第23図 第14号住居出土土器実測図

壁にカマドを持つという共通性があるうえに、そのカマドも通例のように壁の中央にあるのではなく、どちらかのコーナーに寄って構えられることが多い。

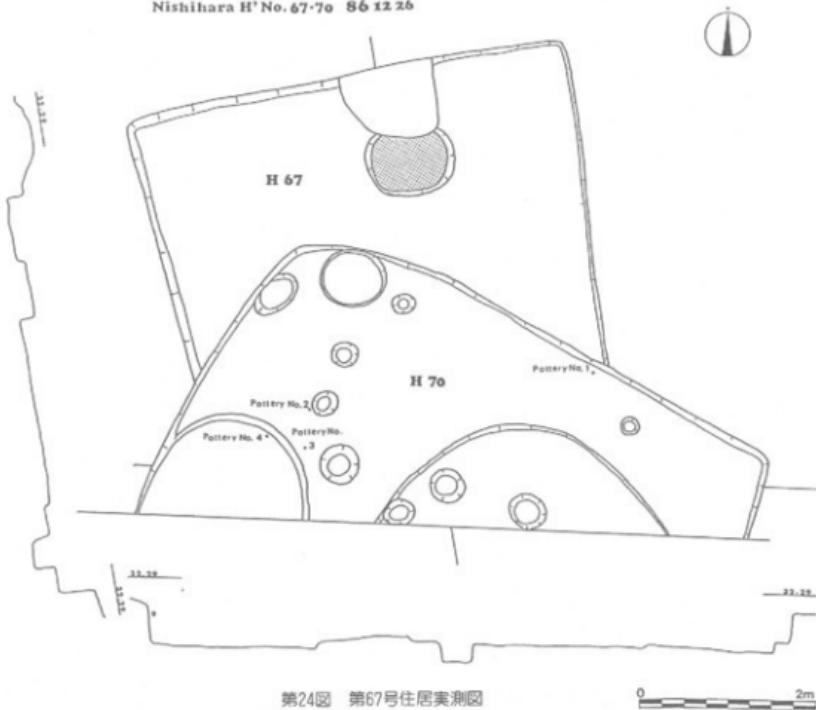
当住居の東西の壁の長さは4.8メートル、北壁は5.6メートル南壁は5.1メートルの、横長台形のプランをもっており、3住穴が認められるが北東柱の所在は分明していない。いわゆる壁周溝は完全にめぐらされている。

II 遺 物

上器1はカマド南東部に散乱状態で出土したコシキであり、ほとんど膨らみを欠く胴部と狭いが強いカーブを描いて外反する口縁をもち、口縁内外に横撫で、下部外面に竜削り同内面に積み上げ痕が認められる。

土器2は口径11.7最大径12.8器高4.4センチメートル、また土器3は口径11.7最大径12.6器高4.3各センチメートルの、共に須恵器模造と呼ばれることがある杯である。

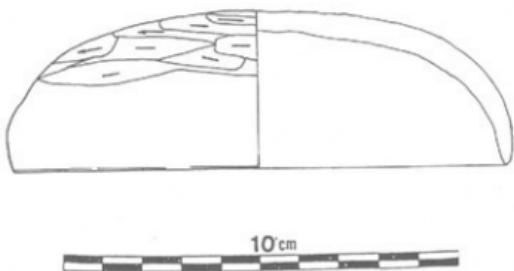
Nishihara H' No. 67-70 86 12 26



第24図 第67号住居実測図



Nishihara H' No. 67 No. 1 86 12 26



第25図 第67号住居出土土器実測図

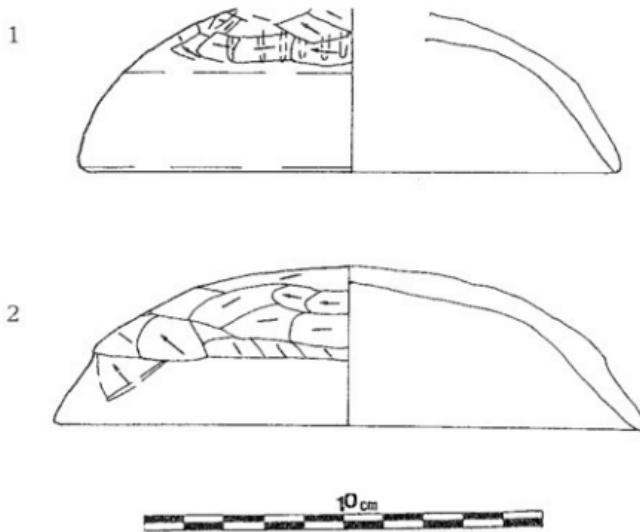
② 第67号住居

I 遺 構

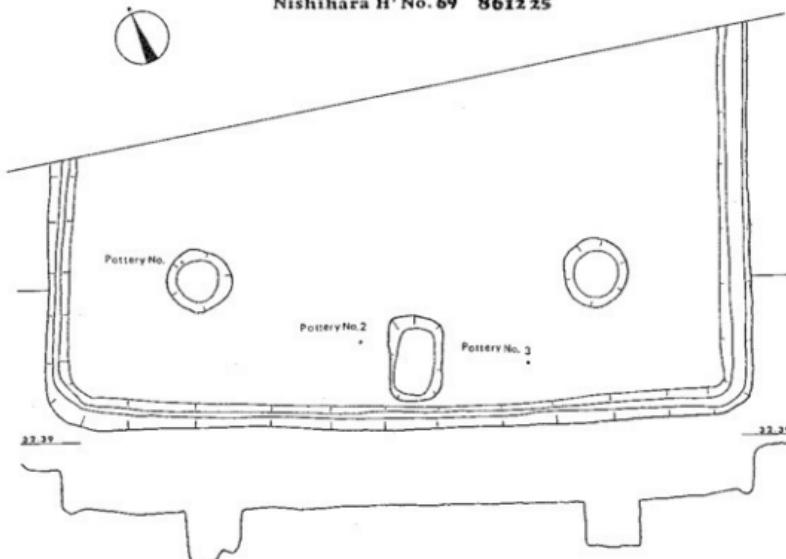
L2大調査区において検出され、南半分を70号住居址によって切られているものであり、北壁の長さ4.9メートル、東壁の残存部3.6メートル、さきにあげた14号住居と相似の台形のプランをもっているが、カマドの位置は逆に東コーナー寄りにしつらえられている。なお柱穴は検出できなかった。

II 遺 物

資料は口径12.4最大径12.7器高3.9各センチメートルの、合子形とも須恵器模造とも呼ばれることがある、杯の蓋にあたるものであるが、その製作の意図にもかかわらず、住居における使用例では杯に転用されていた、とみられることも少なくない。



第26図 第68号住居出土土器実測図



第27図 第69号住居実測図

③ 第68号住居

i 遺 物

土器1は口径13.3残存器高4.1各センチメートルの、前号住居に示したと同じ種類に属する蓋であり、土器2は口径14.8器高3.95各センチメートルの有段の蓋である。

④ 第69号住居

i 遺 構

K 2大調査区に検出され、今回設定の調査区総体の北限から南に1/2ほどを入れるものであり、南壁6.65東壁の残存部3.7各メートルの、今回の調査例の中では大形の部類に属する住居で、南側2柱穴と入り口構造の存在を示すピットが認められている。

ii 遺 物

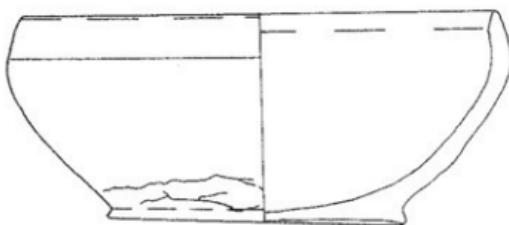
土器1は南西住穴に転落する形で検出された口径11.9最大径12.8器高5.3各センチメートルの、底部のいわゆるバリをそのまま残す杯である。

ちなみにこのバリの部分を斜めに強く削ってゆけば、前述した合子形杯の蓋ができるし、おそらく制作法そのものはそうしたものであったろうが、次に挙げる資料からすれば必ず

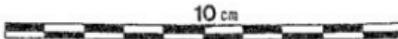
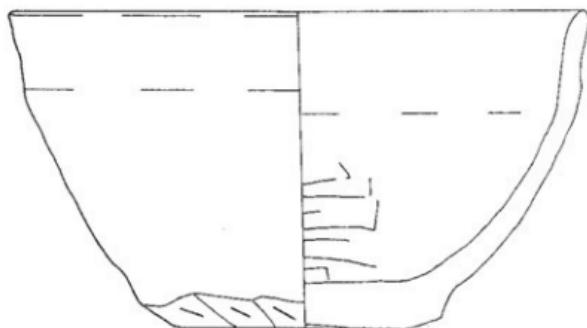
しも半製品とは断じ得ないであろう。

上器 2 は No.3 土器と命名して取り上げたものであり、南壁に近く入り口構造を示すとしたビットの東に検出された、口径14.4器高8各センチメートルの椀または小型鉢形土器であり、口縁で稜を持たせる如くに内曲してまた緩く外反する口唇を持っており、このような指頭による強い横撫での結果として作出する技法は、鬼高Ⅲ式において認められるのである。

1

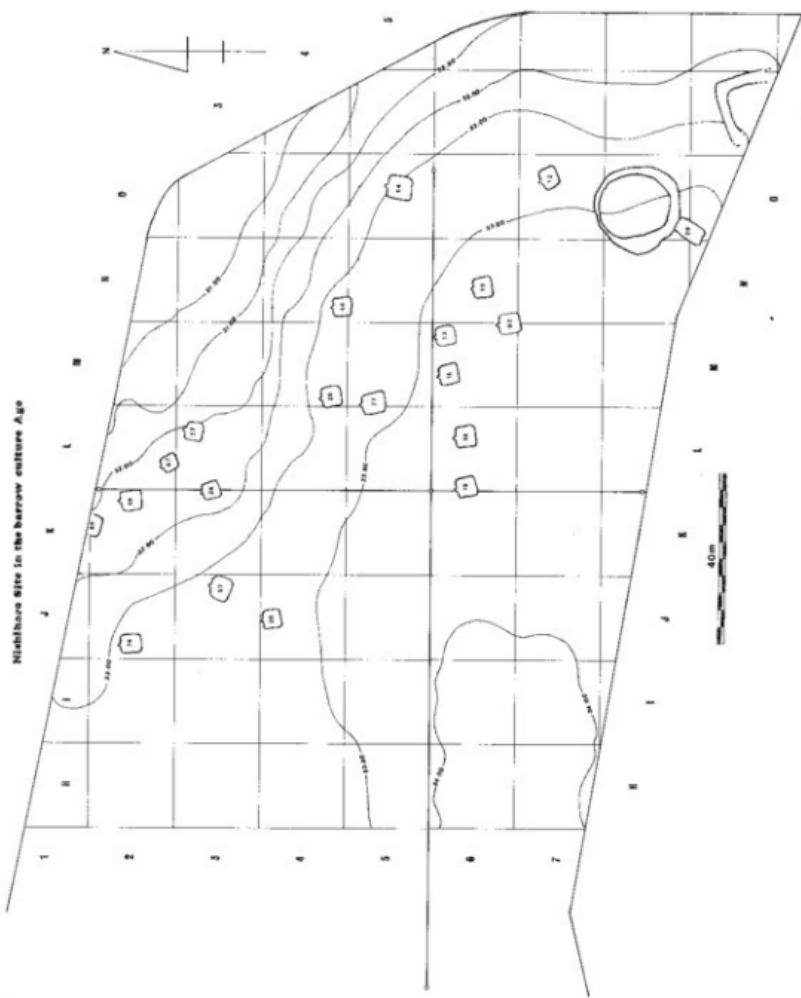


2

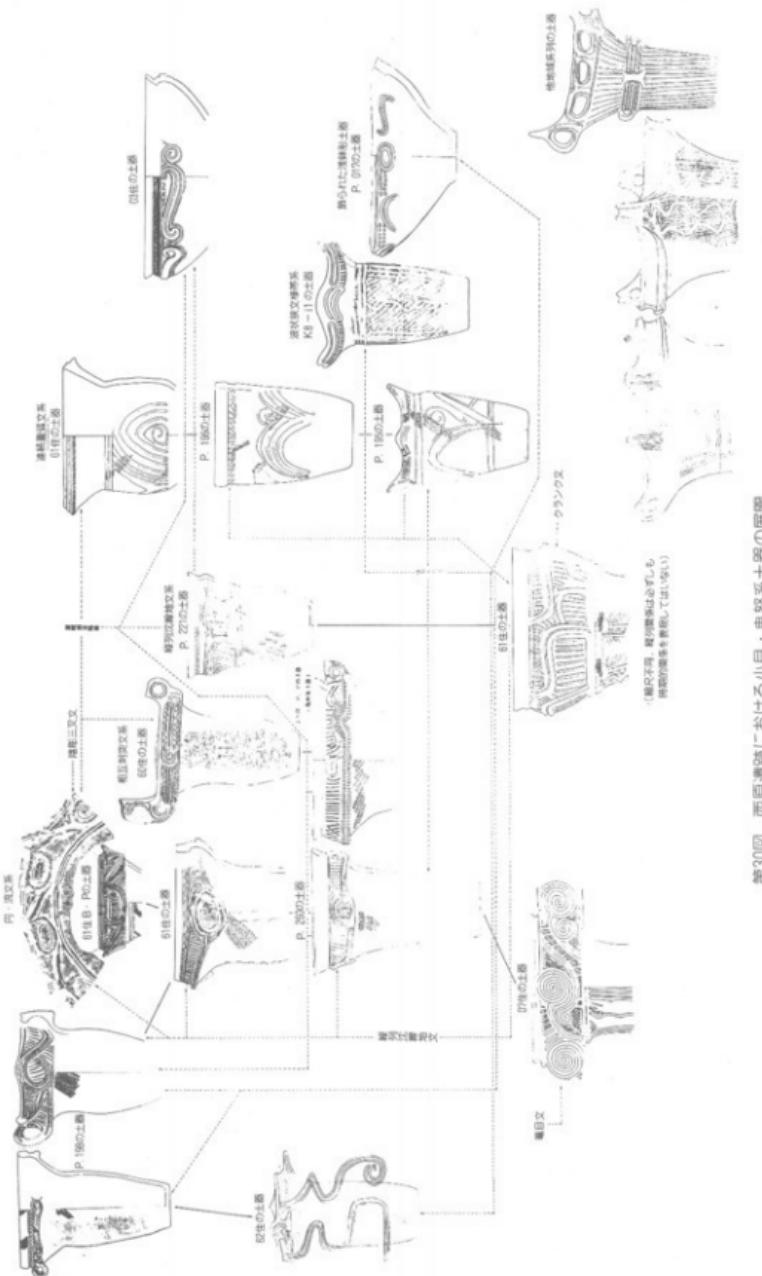


第28図 第69号住居出土土器実測図

Nishihara Site in the barrow culture Age



第29圖 西原遺跡古墳時代遺構分布図



西原遺跡における小貝・鬼怒系土器の展開 第30回

西原遺跡発掘調査会の組織

会長 岩崎三郎（閑城町教育委員会教育長）
副会長 飯田正雄（閑城町文化財保護審議会長）S61.3.31退任
坂入三喜男（閑城町文化財保護審議会長）S61.3.31理事退任 S61.4.1就任
理事 伊東重敏（西原遺跡発掘調査団長）
八角一男（閑城町文化財保護審議会委員）
齊藤行正（閑城町文化財保護審議会委員）
堤惣平（閑城町文化財保護審議会委員）
中村彰（閑城町文化財保護審議会委員）
箱守源（閑城町文化財保護審議会委員）S61.4.1就任
箱守重造（閑城町文化財保護審議会委員）
西村恒（閑城町文化財保護審議会委員）
渡辺和夫（閑城町文化財保護審議会委員）
市村憲男（閑城町文化財保護審議会委員）
稻見誠（西原区長）S62.3.31退任
枝勝雄（西原区長）S62.4.1就任
大関一郎（茨城県企業局業務課長）S61.3.31退任
黒田光夫（茨城県企業局業務課長）S61.4.1就任
大地豊（閑城町教育委員会事務局長）S62.3.31退任
松本利一（閑城町教育委員会事務局長）S62.4.1就任
監事 大和田武之助（閑城町助役）S60.12.31退任
植木幹（閑城町収入役）S61.1.1就任
関口達也（茨城県開発公社用地課長）
幹事 中山光雄（閑城町教育委員会事務局補佐兼社会教育係長）S61.3.31退任
丸山弘一（閑城町教育委員会社会教育係長）S61.4.1就任 S62.3.31退任
北澤雅之（県派遣社会教育主事兼閑城町教育委員会社会教育係長）
S62.4.1就任
大木修一（閑城町教育委員会社会教育係主事）

西原遺跡発掘調査団の組織

団員 伊藤重敏（茨城県埋蔵文化財指導員）
調査員 齊藤良明（茨城大学）

準調査員 桜井督久(茨城大学)

準調査員 吉田克也(茨城キリスト教大学)

庶務 小野塚恵子、滝田京子

調査協力者

(発掘) 森田高広	細井里江子	野坂俊之	矢吹裕伯
鈴木睦	穂積弘行	岩間貴之	須原茂
浜谷英幸	佐々木義則	吉本稔	渡辺いづみ
安彦侯良	大茂浩志	木嶋正浩	(以上茨城大学)
須田進	石橋三喜男		(以上町外)
飯田すい	柿沼栗子	中丸さく	菊壇せつ
石島政雄	中山政一郎	大高忠志	内マツノ
赤萩きみ	田崎萩江	遊佐金治	日下田み
松本はつえ	永瀬いし	柴田治子	渡辺はま
塙田もと	大地せつ	青木人	齊藤かね
能城奈美	平石豊一郎	中山高人	杉山三木
松本昭二	閑留吉	中山崎くに	廣瀬虎之
(以上町民)	穂積孝行	野村広幸	大寿
渡辺秀行	廣瀬武	古宇田篤	齊藤修
山田勝美	渡辺義徳	館野新一	篠崎隆
中山謙二	渡辺学	海老沢誠	野手文雄
白井克美			
(以上高校生)			
(整理) 阿久井紀子	横塚厚子	外山宏美	箱守澄子
須藤陽子	齊藤克子	江原ひろみ	坂井節子
小林寿子		齊藤里美	田崎裕子
田崎芳美	渡辺順子	山田恵子	桜井陽子
築知詠子			
(以上高校生)			

西原遺跡発掘調査会

西原遺跡自然科学分析報告

貴、西原遺跡発掘調査会殿より御依頼のありました、西原遺跡試料のテフラ分析及び¹⁴C年代測定が終了しましたので、下記の通り結果を御報告致します。

記

1 テフラ分析

1-1 分析の目的

関東地方には、第四紀に噴出したテフラ（火山ガス・溶岩流を除いた火山噴出物の総称）が厚く分布している。テフラには、噴火に直接由来する降下テフラや火砕流堆積物などの1次的なテフラと、いわゆるロームやクロボクなどと呼ばれる2次的なテフラからなっている。1次的なテフラのうち、地層の対比などに有効なテフラ層は、示標テフラ層（marker tephra）とよばれ、地質学や考古学において編年学的な研究に広く用いられている。このような編年学的方法は、火山灰編年学（テフロクロノロジー）とよばれ、最近日本各地で楽んに用いられている。

本分析では、“足跡”を覆うクロボク中に示標テフラを見出し、“足跡”の年代を知ることを目的とする。分析試料の層位を、¹⁴C年代測定の試料の層位と併せて図1に示した。

試料の採取は、A・B・C・D・E・Fの各地点で行なった。今回の分析試料は、集落の広がる沖積台地が、東方低地に向かって傾斜する斜面地に設定されたトレーチ壁面（A・B地点：Aは西壁、Bは東壁）のB地点の堆積物を対象とした（No. 1～4）。¹⁴C年代測定は足跡と考えられている凹地内の土壤（No. C-1：C地点）1点と、B地点No. 12の1点を測定した。

1-2 分析の方法

試料約30gを超音波洗浄器にかけ、粘土分を除去する。その後、80°Cで乾燥後、実体鏡と偏光顕微鏡を用い、示標テフラの指標となる物質の量、形態、色調や組成などを検討した。指標となる物質は、軽石・火山ガラスや重鉱物などである。

1-3 分析結果と対比

結果を表1に整理した。試料の粒度は、No. 6を除いてほぼ同じ粒度である。軽石は、

No. 1に少量認められる。軽石には、(1) スポンジ状に良く発泡した白色軽石で、微細斑晶をほとんど含まないもの、(2) スポンジ状に良く発泡した白色軽石で、角閃石などの微細斑晶を含むもの、(3) スポンジ状で、比較的良く発泡した褐灰色軽石の3種類が認められた。

クロボクの基底の年代は、日本全国ほぼ同時期（約1万年前）と考えられている（町田ほか、1986）ので、少なくとも西原遺跡のクロボクは完新世と考えて良い。さらに南関東において、完新世に活動した富士火山のほとんどの噴出物は、スコリア（黒い軽石）からなっている。これらのことから、西原遺跡B地点のNo. 1に含まれる軽石は、北関東の火山を起源とする可能性が考えられた。従来より北関東における完新世の示標テフラの記載は、新井（1979）によって行なわれている。記載されている軽石の特徴と比較・検討すると、(1) の軽石は、4世紀中葉に浅間火山から噴出した浅間C軽石（As-C）に、(2) の軽石は、西原遺跡の位置も加味すると、6世紀初頭に榛名火山から噴出した榛名一二ツ岳火山灰（FA）に、(3) の軽石は、1108年（天仁元年）に浅間火山から噴出した浅間Bテフラ（As-B）に名々由来すると考えられる。

火山ガラスは、全試料をとうして、透明のバブル型（平板状）ガラス、軽石型ガラス、中間型（分厚いコロコロした感じ）ガラスの3種類が認められる。このうち、透明のバブル型は、他の地域の分析結果を考慮すると、約2.1～2.2万年前に南九州の姶良カルデラから噴出した姶良Tn火山灰（AT：町田・新井、1976）の2次的な混入物とみられる。

No. 10より上位の試料には、褐色～赤褐色のバブル型火山ガラスが少量ずつ認められた。色調や形態から、本テフラは約6300年前に南九州の鬼界カルデラから噴出した鬼界アカホヤ火山灰（K-Ah：町田・新井、1978）である可能性が大きい。量は少ないが、産出層から、No. 10付近が降灰層準として良いかも知れない。

重鉱物は、試料によって量の違いはあるものの、全体を通じて斜方輝石>角閃石の傾向があり、有効な指標とはならなかった。

1-4 考 察

示標テフラを純層で確認することができないので、明言することはできないが、分析結果から次のようなことが推定できる。No. 1の試料には、4世紀中葉以降の3枚のテフラに起因する軽石が認められた。このことからNo. 1付近を少なくとも4世紀中葉以降のテフラと考えて良い。すなわち軽石が認められないNo. 1より下位のテフラは、4世紀中葉よりも前の堆積物と考えられる。

今回の分析では、テフラの分析の他に、B-12と“足跡”内のC-1について¹⁴C年代測定が行なわれている。その結果、前者からは、8,690±150y, B.P.より下位の、後者から

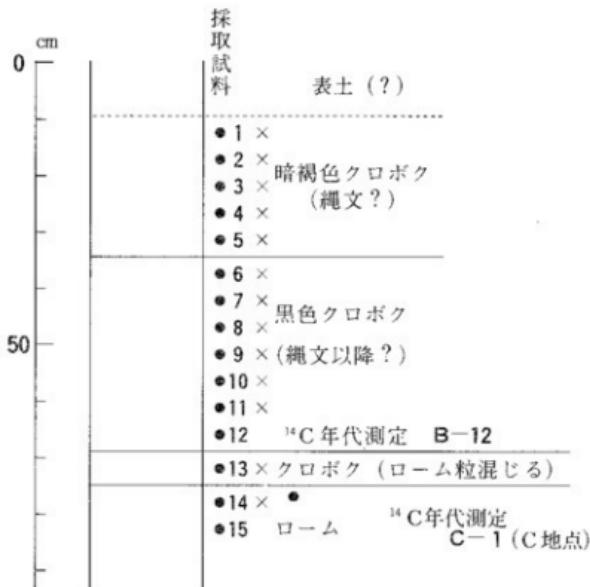
は、 $10,530 \pm 200$ y. B.P. の値が得られた。これらの値は、No. 10付近に6,300年前の鬼界アカホヤ火山灰の降灰層準があるとした今回のテフラの分析結果とも調和的である。

以上の結果から、“足跡”の上位に堆積したクロボクは、約1万年前以降継続して堆積した土壤と考えられる。

引 用 文 献

- 新井房夫 (1979) 関東地方北西部の縄文時代以降の示標テフラ層. 考古学ジャーナル, 157.
- 町田 洋・新井房夫 (1976) 広域に分布する火山灰—始良Tn火山灰の発見とその意義. 一. 科学, 46, 339~347.
- 町田 洋・新井房夫 (1978) 南九州鬼界カルデラから噴出した広域テフラ—アカホヤ火山灰. 第四紀研究, 17, p. 143~163.
- 町田 洋・新井房夫・森脇 広 (1986) 地層の知識—第四紀をさぐる. 東京美術, 150p.

B 地点



× = テフラ分析

図1 西原遺跡 テフラ分析・¹⁴C年代測定試料採取地点模式土層柱状図

表1 西原遺跡におけるテフラの諸特徴

試料番号	粒度	軽石の量	軽石の充満形態	軽石の色調	火山ガラスの量	火山ガラスの形態	火山ガラスの色調	東北物の量	東北物組成
1	粗粒	少	スポンジ状	白色,灰褐色	少	bw,pm,nd	透明	多	ox>ho
2	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明	少	ox>ho
3	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明,褐色	少	ox>ho
4	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明	やや多	ox>ho
5	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明,褐色	やや多	ox>ho
6	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明,褐色	やや多	ox>ho
7	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明	やや多	ox>ho
8	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明,褐色	やや多	ox>ho
9	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明,褐色	少	ox>ho
10	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明,褐色	やや多	ox>ho
11	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明	少	ox>(ho)
12	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明	やや多	ox>(ho)
13	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明	やや多	ox>(ho)
14	粗粒	無	—	—	少	bw,pm,nd	透明	やや多	ox>(ho)

bw:バブル型, pm:軽石型, nd:中間型, oxa:斜方輝石, ho:普通角閃石, ()は少量を示す。

2 ^{14}C 年代測定

2-1 試 料

測定試料は、B 地点No.12のクロボクと、C 地点No.C-1 の足跡内堆積物の
2 点である。

2-2 測 定

学習院大学放射性炭素年代測定室が行なった。

2-3 結 果

学習院大学放射性炭素年代測定結果報告書参照。

学習院大学放射性炭素年代測定結果報告書

パリノ・サーヴェイ 殿

1987年5月22日受領致しました試料についての¹⁴C年代測定の結果を下記の通り御報告致します。

なお年代値の算出には¹⁴Cの半減期としてLibbyの半減期5570年を使用しています。また付記した誤差は β 線計数値の標準偏差 σ にもとづいて算出した年数で、標準偏差(one sigma)に相当する年代です。試料の β 線計数率と自然計数率の差が 2σ 以下のときは、 3σ に相当する年代を下限とする年代値(B.P.)のみを表示してあります。また試料の β 線計数値と現在の標準炭素についての計数率との差が 2σ 以下のときには、Modernと表示し、 $\delta^{14}\text{C}\%$ を付記してあります。

記

Code No.	試 料	B.P. 年代 (1950よりの年数)
Gak - 13368.	Soil from Nishihara Site. B - 12.	8690 ± 150 6740 B.C.
Gak - 13369.	Soil from Nishihara Site. SN C - 1.	10,530 ± 200 8580 B.C.

写 真 図 版



昭和61年台風10号余波により再現された遺跡内の池



池 全 景



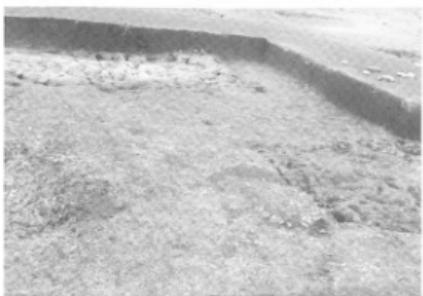
発 挖 風 景



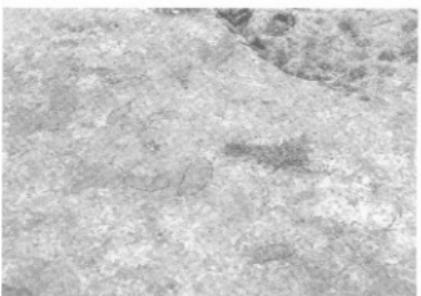
上の池から下の池を望む



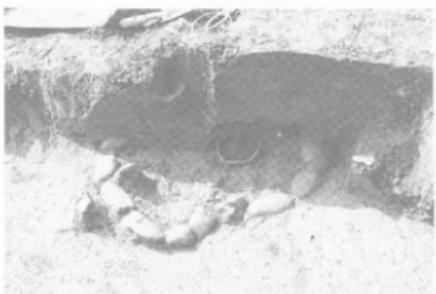
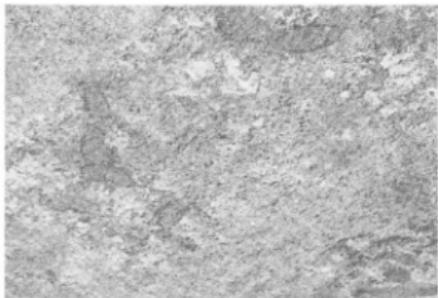
足跡調査現場

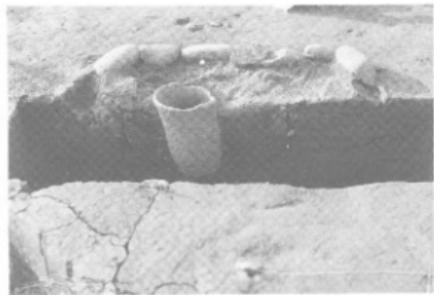
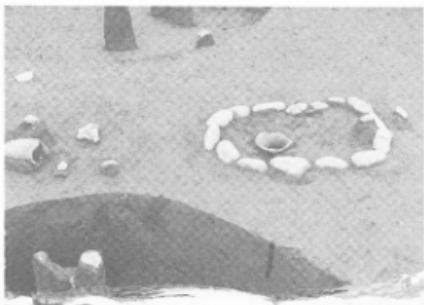
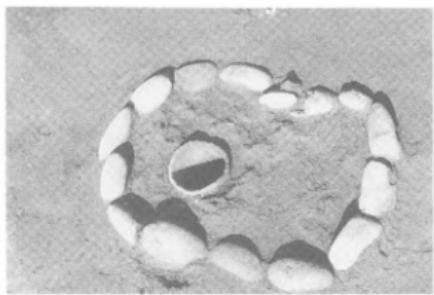


足跡



足跡





7号住居の土器



22号住居の土器



26号住居の土器



29号住居の土器 1



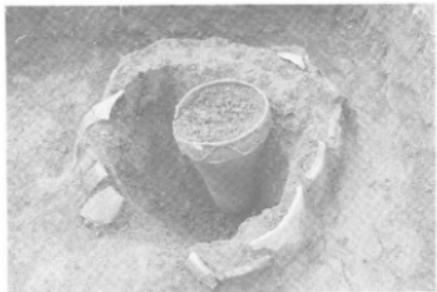
29号住居の土器 2



29号住居の土器 3



29号住居の土器 4

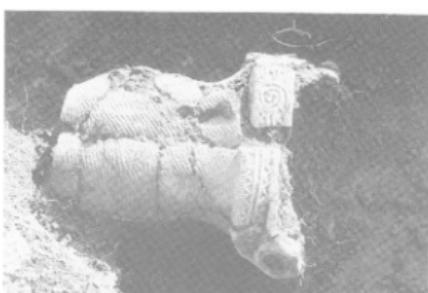


39号住居の土器



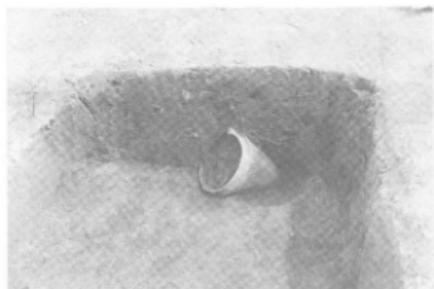
52号住居の土器



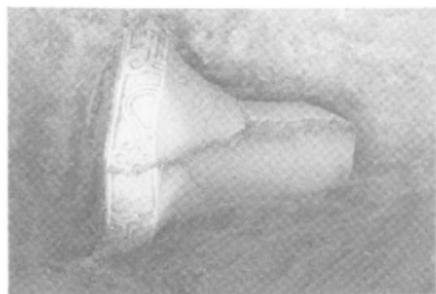


61号住居の土器





93号pitの土器



114号pitの土器



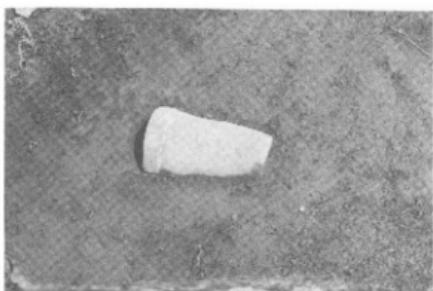
117号pitの土器



118号pitの土器



126号pitの土器



128号pitの土器



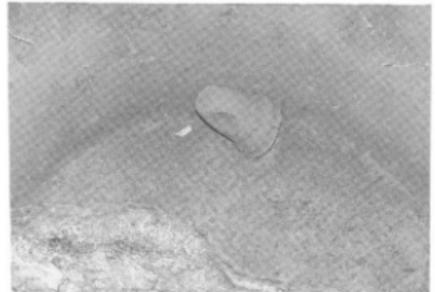
195号pitの土器



196号pitの土器



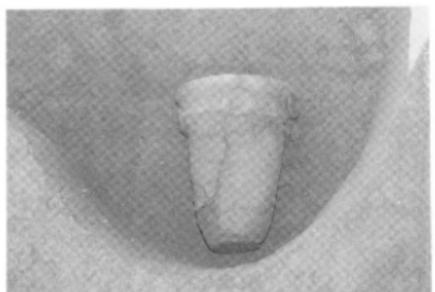
202号pitの土器



221号pitの土器



249号pitの土器



260号pitの土器



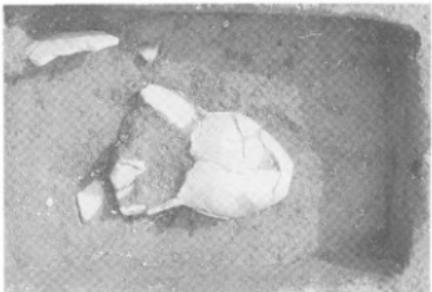
298号pitの土器



L 4 調査区の土器



K 7～h 8 調査区の土器



L 5～F10調査区の土器